

第2章

人権課題に対する取組

1 女性

男女平等の理念は、憲法に明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）等において、男女平等の原則が確立されている。しかし、現実には今なお、男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、家庭や職場において様々な男女差別が生じている。

また、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、職場等におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の問題も依然として多く発生している。

我が国が締約国となっている「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（昭和60年条約第7号。以下「女子差別撤廃条約」という。）は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、締約国に対し、政治的及び公的活動並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適切な措置をとることを求めている。

国内においては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、国、地方公共団体及び常時雇用する労働者の数が101人以上の民間企業等の事業主は、女性の活躍状況の把握・課題分析を行った上で、数値目標を掲げた行動計画を策定し、策定した行動計画及び女性の活躍状況に関する情報の公表等を行うこととされている。また、国、地方公共団体及び常時雇用する労働者の数が301人以上の民間企業等の事業主は、男女の賃金（給与）の差異を必須で公表することとされている。

さらに、「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）に基づき、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」を閣議決定し、同計画に基づき、あらゆる分野における女性の参画拡大、安全・安心な暮らしの実現、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備等に取り組んでいる。

女性に対する暴力等への取組については、同計画等に基づき、性犯罪・性暴力への対策等を推進している。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等については、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）が施行されて以降、同法に基づき施策を推進している。

加えて、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号。以下「女性支援新法」という。）が令和6年4月に施行された。同法においては、困難な問題を抱える女性の福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助等多様な支援を包括的に提供する体制を整備するとともに、関係機関と民間の団体の協働により、早期から切れ目なく支援を行うこととされている。

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、配偶者やパートナーからの暴力

や職場等におけるセクシュアルハラスメント等の女性に対する人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。法務省の人権擁護機関が女性に対する暴行・虐待事案に関して、新規に救済手続を開始した人権侵害事件の数は、次のとおりである。

人権侵害事件数（開始件数）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
女性に対する暴行・虐待	629	435	430	383	331

（法務省人権擁護局の資料による）

(1) 男女共同参画の視点に立った様々な社会制度の見直し、広報・啓発活動の推進

ア 内閣府では、行政相談委員及び人権擁護委員並びに都道府県及び政令指定都市担当者を対象に、男女共同参画に関する諸課題について理解を深め、苦情の処理に係る知識・技能の向上を図ることを目的とする苦情処理研修を実施している。

また、我が国の男女共同参画に関する取組を広く知らせるため、男女共同参画の総合情報誌「共同参画」を発行しているほか、ホームページ、メールマガジン、SNSを活用して、充実した情報を迅速に提供する体制の整備を図るなど、多様な媒体を通じた広報・啓発活動を推進している。さらに、配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ法令、制度及び関係機関についての情報等を収集し、内閣府のホームページを通じ、提供している。

加えて、女性活躍推進法に基づき、国・都道府県・市区町村においては、より実効性の高い行動計画の策定や女性活躍情報の公表等の取組を進めている。内閣府では、策定された行動計画や女性活躍情報を一覧化して掲載した「女性活躍推進法『見える化』サイト」の活用を促している。また、女性デジタル人材や管理職・役員の育成など女性の参画拡大の推進、様々な課題・困難を抱える女性への寄り添い、意欲と希望に応じて就労までつなげていく支援や相談支援、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が社会との絆・つながりを回復することができるようなNPO等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等のきめ細かい支援等、地方公共団体が多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて行う取組について、地域女性活躍推進交付金により支援を行っている。

イ 男女共同参画推進本部決定により、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」としている。令和6年度も例年と同じく、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を開催するとともに、「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」及び「女性のチャレンジ賞」等の表彰を実施した。

ウ 厚生労働省では、女性活躍推進法の実効性確保のため、企業等が女性活躍に向けた取組を積極的に実施するよう支援している。また、女性活躍推進法に基づく行動計画及び女性の活躍状況に関する情報の公表先として「女性の活躍推進企業データベース」を運用するとともに、企業や求職者を始めとした利用者の活用を促進するため、本デー

タベースについて利便性の向上を図った。加えて、令和7年3月に、女性活躍推進法に基づく男女間賃金差異の情報公表義務の対象を常時雇用する労働者の数が101人以上の一般事業主に拡大すること等を含む改正法案を第217回通常国会に提出した。

エ 経済産業省では、「なでしこ銘柄」を通じて女性活躍推進企業の先進事例を発信するとともに、企業におけるダイバーシティ経営の推進のため、好事例を掲載した中小企業向けリーフレットや、自社の取組を振り返る「ダイバーシティ経営診断ツール」等の各種支援ツールの普及を図っている。

(2) 法令・条約等の周知

ア 内閣府では、国内における男女共同参画社会の実現に向けた取組を行うに当たって、報告会、刊行物や内閣府ホームページ (<https://www.gender.go.jp/>) を通じ、男女共同参画に関連の深い各種の条約、国際会議における議論等、男女共同参画・女性活躍のための国際的規範、基準、取組の指針等の広報に努めている。

令和6年度は、G20女性活躍担当大臣会合、APEC女性と経済フォーラム、G7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合等の国際会議の概要について、内閣府ホームページへの掲載を行い、その成果等の周知に努めた。

イ 外務省では、女子差別撤廃条約関連文書や女性の地位向上に関する会議等の関連文書を、外務省ホームページ (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/women/index.html>) に掲載し、広くその内容の周知に努めている。

(3) 女性に対する偏見・差別意識解消を目指した啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、ドメスティックバイオレンス防止をテーマとした啓発動画「あなたは大丈夫？ 考えよう！デートDV」や各種ハラスメントなどの職場における各種人権問題について解説した啓発冊子及び啓発動画「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」のそれぞれについて、法務局・地方法務局での配布や貸出し、YouTube法務省チャンネルでの配信等を行っている。

さらに、様々な人権問題を自分の問題として考えることを呼び掛ける啓発動画「『誰か』のことじゃない。(ドメスティックバイオレンス編・セクシュアルハラスメント編)」等をYouTube法務省チャンネルで配信している。



啓発動画「あなたは大丈夫？
考えよう！デートDV」



啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」

(4) 男女共同参画を推進する教育・学習、女性の生涯学習機会の充実

文部科学省では、男女共同参画社会の形成のため、学校教育において、男女共同参画の重要性についての指導が充実するよう、学習指導要領の趣旨の周知を図っている。また、学校現場において、男女の尊重や自分を大事にすることへの理解を深めるための教育を行うとともに、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消を推進するため、小・中学生を対象にした教材、指導の手引及び保護者向けの啓発資料の活用を促した。さらに、教育委員会や学校等に対し、初任者研修や校内研修等における、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを払拭するための教員研修プログラムの活用を促した。

加えて、学びを通じた女性の社会参画を促進するため、令和2年度から実施している「女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業」において、多様な年代の女性の社会参画を支援するため、女性教育関係団体、大学、研究者、企業等が連携し、女性が指導的立場に就くに際して必要となる体系的な学習の提供等、女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルの構築を行った。

独立行政法人国立女性教育会館は、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成を目指し、地方公共団体、男女共同参画センター、女性団体等における男女共同参画を推進する研修や専門的な調査研究、情報の収集・提供を行っている。

(5) 職場におけるハラスメント防止対策の推進

厚生労働省では、女性を含め多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、職場におけるハラスメント防止対策に取り組んでいる（詳細は103～104頁参照）。また、令和7年3月に、カスタマーハラスメント対策及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策を事業主の雇用管理上の措置義務とすること等を含む改正法案を第217回通常国会に提出した。

(6) 農山漁村の女性の地位向上のための啓発等

女性は、基幹的農業従事者の約4割を占め、農山漁村・農林水産業の担い手として重要な役割を果たしているが、経営への参画や地域の方針決定の場における参画は十分進んでいない状況にある。このため、地域をリードできる女性農林水産業者の育成を支援

するとともに、女性の役割を適正に評価し、その能力が発揮されるよう、農山漁村において女性活躍推進のために優れた活動を行っている個人や団体の表彰への支援、「農山漁村女性の日」（毎年3月10日）を中心とした男女共同参画社会の形成に向けた意識啓発を行った。

また、第5次男女共同参画基本計画に基づき、農業委員や農協役員及び土地改良区の理事への女性参画を推進し、農業委員会において、女性農業委員の割合が令和5年度に14.0%（前年度12.6%）（農林水産省調べ）、農業協同組合において、女性役員の割合が令和5年度に10.7%（前年度9.6%）（農林水産省調べ）、土地改良区の理事に占める女性の割合は、令和5年度に1.4%（前年度0.8%）（農林水産省調べ）に上昇した。さらに、「水産業協同組合法」（昭和23年法律第242号）及び「森林組合法」（昭和53年法律第36号）において、漁業協同組合及び森林組合の理事について年齢や性別に著しい偏りが生じないよう配慮しなければならない旨が規定されたことを踏まえ、関係者に改正の趣旨を説明・周知するなどして女性の参画を促進した。加えて、「土地改良法」（昭和24年法律第195号）においても、令和7年3月31日に成立した「土地改良法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第14号）による改正において、土地改良区の理事について同様の配慮規定が設けられたところである。

（7）女性の人権問題に関する適切な対応及び啓発の推進

ア 男女共同参画推進本部決定により、毎年11月12日から同月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、同期間中、地方公共団体その他の関係団体との連携・協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。

内閣府では、令和6年度の運動においては、「DVや性暴力の悩み、受け止めてくれる人がきつといる。」を主なメッセージとしたポスターを作成し、全国の都道府県、市区町村、関係団体等に協力を呼び掛けるとともに、ポスターやリーフレットの作成・配布、全国各地のランドマーク等におけるパープル・ライトアップの実施、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンの着用の推進等により、広報活動を実施した。

また、配偶者等からの暴力の被害者を支援するため、最寄りの配偶者暴力相談支援センター等につながるDV相談ナビに全国共通番号「#8008（はれれば）」を導入して、相談窓口の更なる周知を図っている。令和2年4月から、「DV相談プラス」により配偶者等からの暴力の被害者の多様なニーズに対応できるよう、毎日24時間の電話相談、SNS相談等及び外国語での相談の対応を行うとともに、各地域の民間支援団体とも連携し、相談員が必要と判断した場合には、関係機関等への同行支援等も行っている。さらに、相談支援業務に携わる官民の相談員等の関係者を対象としてオンライン研修教材を提供している。

性犯罪・性暴力の被害者支援としては、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）について、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金により、24時間365日対応化や拠点となる病院における環境整備等の促進、コーディネーターの配置・常勤化などの地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制の確保、支援員の適切な処遇などの運営の安定化及び質の向上を図っている。また、性犯罪・性暴力被害者が相談しやすい環境を整備するため、ワンストップ支援センターの全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」を周知するとともに、夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して支援する「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」の運営や、若年層等の性暴力被害者が相談しやすいよう、SNS相談「Cure time（キュアタイム）」の実施をしている。さらに、性犯罪・性暴力被害者等が、安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、ワンストップ支援センターの相談員等を対象としたオンライン研修教材を作成・提供するとともに、研修を実施した。

このほか、毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を実施している。

また、AV出演被害について、「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」（令和4年法律第78号。以下「AV出演被害防止・救済法」という。）による出演被害の防止及び被害者の救済が適切に図られるよう、ワンストップ支援センター等における被害者への相談支援の充実、SNSの活用等による広報啓発を継続的に実施した。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数	119,276	129,491	122,478	122,211	126,743
DV相談プラスにおける相談件数	—	52,697	54,489	47,971	44,972

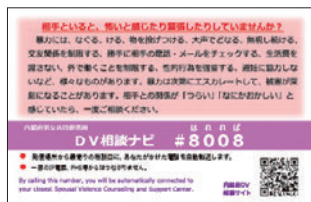
（内閣府の資料による。DV相談プラスは令和2年4月開設のため、令和2年度から記載）



ポスター
「女性に対する暴力をなくす運動」



DV相談ナビカード（表面）



DV相談ナビカード（裏面）



ポスター
「若年層の性暴力被害予防月間」

イ 法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」（ナビダイヤル0570-070-810（全国共通））を全国の法務局・地方法務局に設置して相談体制の一層の強化を図っている。

令和6年度は、女性に対する暴力をなくす運動期間中の令和6年11月13日から同月19日までの1週間を、「全国一斉『女性の人権ホットライン』強化週間」とし、平日の相談受付時間を延長するとともに、土曜日・日曜日も開設し、様々な人権問題に悩む女性からの電話相談に応じた。

また、配偶者暴力相談支援センター等関係機関との連携を一層強化し、被害の救済及び予防に努めている。

このほか、令和4年4月の成年年齢引下げに伴い、未成年者取消権の対象ではなくなった者から、AV出演被害を始めとする各種消費者トラブルに巻き込まれたなどの人権相談を受けた場合には、被害者保護に係る各種法制度を踏まえた助言を行うなど、適切に対応している。



ポスター
「女性の人権ホットライン」

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
女性の人権ホットライン相談件数	14,324	13,847	12,720	15,142	13,371

（法務省人権擁護局の資料による）

ウ 「令和5年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」（警察庁）によれば、令和5年中のストーカー事案の被害者は女性が87.0%を占めている。

警察では、ストーカー被害を防止するため、高校生、大学生等を対象に、イラスト等を用いてストーカー被害の態様を説明した教材（パンフレット・DVD等）を活用した防犯教室等を開催しているほか、警察庁においてポータルサイトにより、ストーカー事案に関する情報を発信している。

また、危険性・切迫性が高い事案の被害者等の安全を確保するため、緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場合に、ホテル等の宿泊施設を利用するための費用について、公費で負担することとしている。

トピックス

困難な問題を抱える女性への支援

女性が抱える困難な問題は、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害や家庭関係の破綻、生活困窮など、多様化するとともに複合化し、そのために複雑化しています。このような状況は、コロナ禍でより顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点を含め新たな女性支援強化が喫緊の課題となりました。こうした中、困難な問題を抱

える女性を支援する施策を、従前の根拠法であった「売春防止法」(昭和31年法律第118号)から脱却させ、支援対象者の意思の尊重と福祉の増進、人権の擁護等を理念とする新たな支援の仕組みを構築する女性支援新法が令和6年4月から施行されました。

女性支援新法においては、女性相談支援員の市町村への配置の努力義務化、地方公共団体における支援調整会議の設置の努力義務化、民間団体との協働支援が明記されていること等、地域における支援体制の強化が盛り込まれたことを踏まえ、様々な状況に置かれている女性への実効性ある支援の充実・強化に取り組んでいます。

また、厚生労働省では、各地域の支援窓口やお悩み・相談先リスト、コラム・インタビュー記事などを掲載した女性支援ポータルサイト「あなたのミカタ」を開設し、困難な問題を抱える女性及び自治体等支援機関が必要な情報にアクセスしやすい環境整備を行っています。

法務省の人権擁護機関では、女性支援新法第14条において、人権擁護委員は、「この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。」とされていることから、人権相談において女性相談支援センターや女性相談支援員、女性自立支援施設等の支援に関わる関係機関による支援が適切と考えられる者を把握した場合には、相談者に対して、支援の内容を示した上で、相談者の意向に応じて、当該支援の内容に関わる適切な支援機関を紹介することとしています。



困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(議員立法)のポイント



女性支援特設サイト「あなたのミカタ」について

2 こども

我が国が締約国となっている「児童の権利に関する条約」(平成6年条約第2号。以下「児童の権利条約」という。)は、締約国が、適当かつ積極的な方法で同条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する旨を規定している(第42条)。

文部科学省が各都道府県教育委員会等を通じて行った令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、暴力行為の発生件数は10万8,987件(対前年度比14.2%増)と依然として憂慮すべき状況が見られ、また、いじめの認知件数は73万2,568件(同7.4%増)となっている。「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と肯定的に評価できるが、その一方で、いじめの重大事態の件数は1,306件(同42.1%増)となっており、教育上の大きな課題となっている。

また、令和6年に警察がいじめに起因する事件で検挙・補導した人員は、457人(対前年比13.1%増)であった。内訳としては、小学生140人(同12.0%増)、中学生239人(同26.5%増)、高校生78人(同13.3%減)となっている。

さらに、法務省の人権擁護機関が調査・処理を行う人権侵犯事件においても、令和6年には、学校におけるいじめ事案が1,202件、教育職員による体罰に関する事案が79件、児童に対する暴行・虐待事案が219件と高水準で推移しており、こうした人権侵害による被害の予防・救済のための取組等が課題となっている。

人権侵犯事件数(開始件数)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学校におけるいじめ	1,126	1,169	1,047	1,185	1,202
教育職員による体罰	83	51	75	74	79
児童に対する暴行・虐待	341	253	216	268	219

(法務省人権擁護局の資料による)

いじめの問題や後述する児童虐待の相談対応件数の高止まりなど、こどもを取り巻く様々な状況を背景に、憲法及び児童の権利条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的として、令和4年6月に「こども基本法」(令和4年法律第77号)が成立し、翌年の令和5年4月に施行された。

また、令和5年12月には、こども基本法に基づき「こども大綱」が閣議決定された。同大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」を目指し、政府全体のこども施策の基本的な方針等が定められている。

(1) こどもが人権享有主体として最大限尊重されるような社会の実現を目指した啓発活動

ア 法務省の人権擁護機関では、「こどもの人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等に加え、全国中学生人権作文コンテスト（7～8頁参照）を実施している。また、人権擁護委員が中心となって、人権教室（8～9頁参照）、人権の花運動（10頁参照）、スポーツ組織と連携・協力した啓発活動（113～114頁参照）等、各種人権啓発活動を実施している。

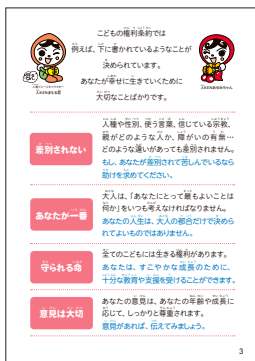
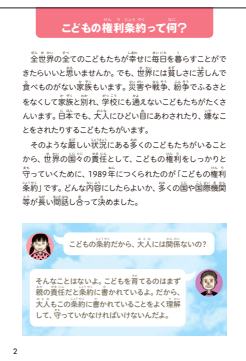
さらに、文部科学省との連携により、人権教室の活用を始めとして、学校等と法務省の人権擁護機関の更なる連携強化を図り、いじめ等のこどもの人権問題の防止に取り組んでいる。

加えて、日常生活における人権問題や人権尊重の重要性について解説した啓発冊子「みんなともだち マンガで考える『人権』」や「『いじめ』 させない 見逃さない」、児童の権利条約の内容を平易に解説した小学生向けの啓発冊子「よくわかる！こどもの権利条約」を全国の法務局・地方法務局に配布の上、各種人権啓発活動で活用した。

このほか、こどもの人権問題に関する意識を啓発するインターネット広告の実施や啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！いじめ」及び「あなたは大丈夫？考えよう！児童虐待」のほか、様々な人権問題を自分の問題として考えることを呼び掛ける啓発動画「『誰か』のこと じゃない。（いじめ編・児童虐待編）」や「全国中学生人権作文コンテスト」の入賞作品等を題材にした啓発動画等をYouTube法務省チャンネルで配信するなど、人権啓発活動の充実に努めている。

イ こども家庭庁では、こども基本法の規定や同法附帯決議、こども大綱に基づき、児童の権利条約の考え方を含めこども基本法の趣旨や内容を説明したパンフレットや動画を、こども家庭庁ホームページに掲載し、各種シンポジウム、イベント等で配布・紹介すること等を通じて、こども・若者が権利の主体であることについて、広く発信している。令和6年度には、公益財団法人日本ユニセフ協会との共催により、こどもの権利の普及啓発のための「こどものけんりプロジェクト」を開始した。

また、こども家庭庁を始めとする関係省庁では、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・進級の時期に特に重点を置き、地方公共団体、関係団体、関係事業者等と連携し、毎年、2月から5月までにかけて、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を展開しており、期間中、インターネット等の様々な広報媒体を通じた啓発活動等の取組を集中的に展開した。



啓発冊子「よくわかる!こどもの権利条約」

保護者向け普及啓発リーフレット「みんなで作ろう!賢く・便利に・安全に!今どきのネットの使い方」



啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」

啓発冊子
「みんなともだち
マンガで考える『人権』」



啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」

啓発冊子
「『いじめ』 させない
見逃さない」



啓発動画「あなたは大丈夫? 考えよう! いじめ」



啓発動画「あなたは大丈夫? 考えよう! 児童虐待」

大人パート



こどもパート



(2) 学校教育及び社会教育における人権教育の推進

ア 文部科学省では、学習指導要領において、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」（知・徳・体）のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指している。

「豊かな心」の育成に関しては、道徳において、善悪の判断等の内容を扱うとともに、体験活動等を生かすなどの充実を図っている。

また、豊かな人間性や社会性を育む観点から、健全育成のための体験活動推進事業や、学校教育における人権教育を推進するための人権教育研究推進事業を実施した（2頁参照）。

社会教育においては、その中核的な役割を担う社会教育主事の資格付与のための講習や現職を対象にした研修において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っている。

イ こども家庭庁では、学校等での出張講座を実施し、こども基本法や児童の権利条約の趣旨や内容について、周知啓発に努めている。

また、毎年5月5日の「こどもの日」から同月11日までの1週間を「こどもまんなか 児童福祉週間」と定め、こどもの健やかな成長、こどもや家庭を取り巻く環境について国民全体で考えることを目的に、国、地方公共団体、関係団体、企業、地域社会等が連携して、全国で様々な行事、取組を行っている。

令和6年度は、「こどもまんなか 児童福祉週間」の標語を全国公募し、最優秀作品として選定された「すきなこと どんどんふやして おおきくなあれ」を「こどもまんなか 児童福祉週間」の象徴として、児童福祉の理念の普及・啓発を図った。



ポスター
「こどもまんなか 児童福祉週間」

(3) 家庭教育に対する支援の充実

文部科学省では、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、家庭教育に関する支援が届きにくい家庭に配慮しつつ、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等が地域の実情に応じて行う家庭教育支援に関する取組（保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等）を推進するため、補助事業（地域における家庭教育支援基盤構築事業）等を実施している。

(4) 「人権を大切にできる心育てる」保育の推進

こども家庭庁では、保育所等において、保育所保育指針に基づき、児童の最善の利益を考慮するよう啓発を行うとともに、「人権を大切にできる心育てる」保育の推進を図り、児童の心身の発達、家庭や地域の実情等に応じた適切な保育の実施を推進している。

(5) いじめ・暴力行為等に対する取組の推進

ア いじめの問題は依然として大きな社会問題となっている。こうした状況の中、平成25年6月のいじめ防止対策推進法の成立を受け、文部科学省では、同年10月11日、「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国のいじめ防止基本方針」という。）を策定した。また、国のいじめ防止基本方針に基づき、文部科学省の「いじめ防止対策協議会」において法の施行状況の検証を行い、平成28年11月に示された「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」の提言を踏まえ、平成29年3月に国のいじめ防止基本方針を改定した。当該基本方針においては、学校や学校の設置者が法務省の人権擁護機関との連携を図ることや、平素から、関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催等の体制整備を図るなどの情報共有体制を構築していくことを記載している。当該基本方針の中では、障害のある児童生徒や外国人の児童生徒、性的マイノリティに係る配慮が必要な児童生徒など、学校として特に配慮を要する児童生徒に関わるいじめについて、教職員がそれぞれの児童生徒の特性への理解を深め、当該児童生徒のニーズや特性等を踏まえた適切な指導を行うことが必要であることも示している。令和6年8月には、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を改訂し、いじめの重大事態の発生を未然に防止するため、学校いじめ対策組織が平時から実効的な役割を果たし、学校設置者とも連携した対応を行うために必要な取組等を示した。さらに、「いじめの防止等に関する普及啓発協議会」を開催するなど、いじめ防止対策推進法及び国のいじめ防止基本方針の周知徹底を図ることに取り組んでいる。

このほか、教育再生実行会議の第一次提言及びいじめ防止対策推進法を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応を充実するため、平成25年度から「いじめ対策等総合推進事業」（平成29年度から「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」と名称変更）を実施している。

さらに、令和7年1月、こども自身の主体的な活動の中核となるリーダーを育成するとともに、全国各地での多様な取組の実施を一層推進するため、「全国いじめ問題子供サミット」を開催した。

加えて、いじめを政府全体の問題として捉え直し、関係省庁の知見を結集し、対応すべき検討課題を整理し、結論を得たものから随時速やかに対応していく政府の体制を構築するため、文部科学省及びこども家庭庁を共同議長とする「いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議」を開催しており、令和6年11月に開催した会議においては、各省庁の取組の共有を図るとともに、いじめ防止対策の更なる強化策の取りまとめを行った。

暴力行為については、未然防止と早期発見・早期対応に教職員が一体となって取り組むことや家庭・地域社会等の理解を得て地域ぐるみでの取組を推進すること、暴力

行為等の問題行動を繰り返す児童生徒に対して、警察等の関係機関と連携した取組を推進し、き然とした指導を粘り強く行うなどの的確な対応をとることを学校、教育委員会等に要請した。

また、いじめや暴力行為等、問題を抱える児童生徒が適切な相談等を受けることができるよう、児童生徒の心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを配置するとともに、福祉の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置するなど、学校内の教育相談体制の整備を支援している。さらに、「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」において、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応につながる効果的な取組の実践等について調査研究を行っている。

加えて、夜間・休日を含め24時間いつでもこどものSOSを受け止めることができるよう、「24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310）」を整備している。

また、近年、若年層の多くが、SNSを主なコミュニケーション手段として用いているとともに、SNS上のいじめへの対応も大きな課題となっている状況を受け、地方公共団体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の整備に向けた支援を行っている。

このほか、見守り活動などにより、学校におけるこどもの安全・安心を守るため、スクールガード・リーダーの配置の支援を行っている。

- イ こども家庭庁では、社会全体でのいじめ防止対策を推進するため、令和5年度から、地方公共団体の首長部局において、「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証」事業を実施するとともに、学識経験者等の専門家を「いじめ調査アドバイザー」として活用し、いじめの重大事態調査等を行う地方公共団体に対し、第三者性の確保等の観点から助言を行っている。
 - ウ 文部科学省及びこども家庭庁では、令和5年度から、各学校設置者等が作成したいじめの重大事態の調査報告書について、収集した調査報告書の分析を通じて、重大事態の実態把握や課題点等を洗い出し、国全体でのいじめの重大事態調査の適切な運用やいじめ防止対策の改善・強化につなげることとし、令和7年1月に開催した「いじめの重大化要因等の分析・検討会議」において、重大事態に至るケースに共通する要素（いじめの端緒・予兆や重大化・長期化の要因等）を分析・整理し、各学校の設置者及び学校における未然防止等につなげていくこととしている。
 - エ 警察では、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動、学校警察連絡協議会の開催等を通じて、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、いじめ事案を把握した場合には、事案の悪質性、重大性及び緊急性、被害児童生徒及びその保護者の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、いじめ防止対策推進法の趣旨等を認識しつつ、学校等との緊密な関係を構築するなどして、的確な対応を推進している。
- また、校内暴力についても、学校等との情報交換により早期把握に努め、悪質な事

案に対し厳正に対処するなど、内容に応じた適切な措置と再発の防止に努めている。

オ 厚生労働省では、ひきこもり等の児童について、ひきこもり地域支援センターや自立相談支援機関を相談窓口として、教育分野との連携を図りつつ、児童相談所や児童養護施設等の機能を十分活用するとともに、家庭環境・養護問題の調整、解決に取り組んでいる。

(6) 児童虐待防止のための取組

児童虐待への対応については、これまで「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）及び「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）の累次の改正や、「民法」（明治29年法律第89号）などの改正により、制度的な充実が図られてきた。一方で、全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は依然として高い水準にあり、令和5年度には22万5,509件となっている。こどもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき喫緊の課題である。

児童相談所における児童虐待の相談対応件数が依然として増加傾向にあり、また、育児に対して困難や不安を抱える子育て世帯がこれまで以上に顕在化してきているなど、子育て世帯への支援の充実やそのための体制強化に取り組む必要があることから、令和4年6月、こどもや家庭への包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置や、訪問による家事支援等こどもや家庭を支える事業の創設を行うこと等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「令和4年改正児童福祉法」という。）が成立した。なお、同法においては、上記のほか、一時保護開始時の司法審査の導入や、こども家庭福祉の現場において相談援助業務等を担う者の専門性向上のための実務経験者向けの認定資格の導入等の改正も盛り込まれ、一部の規定を除き令和6年4月1日から施行されている。

また、児童虐待の予防等を目的とした令和4年改正児童福祉法の円滑な施行を行うとともに、こども家庭庁を司令塔として関係省庁が連携して取組を強化する必要があることから、「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和4年9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において特に重点的に実施する取組を決定するとともに、令和4年12月、児童相談所の体制強化について「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）を策定した。同プランでは、これまで「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）に沿って行われてきた児童福祉司の増員等による体制強化の取組を更に進め、令和8年度末までに児童福祉司を7,390人体制とする目標を設定し、体制強化に取り組むこととしている。

さらに、民法における懲戒権に関する規定（民法第822条）が児童虐待を正当化する口実になっているという指摘がなされてきたことを踏まえ、令和4年12月に「民法等の

一部を改正する法律」(令和4年法律第102号)が成立し、民法について親権者による懲戒権の規定を削除するとともに、体罰等のこどもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動を禁じる改正がされた。児童福祉法及び児童虐待防止法についても、民法の新たな規定に合わせる改正が行われ、体罰等によらない子育ての一層の推進が図られている。

ア こども家庭庁では、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、同期間中、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した集中的な広報啓発活動を実施し、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発している。また、児童虐待防止の啓発を図ることを目的に民間団体(認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク)が中心となって実施している「オレンジリボン運動」を後援している。

令和6年度は、「189(いちはやく) 気づいてあげて そのサイン」を期間中の標語として決定し、各種広報媒体に掲載したほか、「こどもの虐待防止推進全国フォーラムwithとちぎ」やポスター・リーフレット・啓発動画等により、児童虐待防止に向けた広報啓発に取り組んだ。

また、児童虐待を受けたと思われるこどもを見付けたときなどに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるよう、児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」及び児童相談所相談専用ダイヤルを運用しており、それぞれ通話料の無料化を行い、利便性の向上を図っている。さらに、虐待防止のためのSNSを活用した全国一元的な相談の受付体制の構築に向け、令和3年度に相談システムの設計・開発を行い、令和5年2月から本格的な運用を開始している。

このほか、「こども家庭審議会児童虐待防止対策部会」の下に設置されている「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」においては、児童虐待による死亡事例等について分析・検証し、事例から明らかとなった問題点・課題から具体的な対応策の提言を行ってきた。令和6年9月12日には、「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第20次報告)」を取りまとめた。

第20次報告においては、心中以外の虐待死(54例・56人)では、0歳児死亡が最も多く(44.6%)、うち月齢0か月が60.0%を占めた。また、心中以外の虐待死で実母が妊娠期・周産期に抱えていた問題として、「妊婦健康診査未受診」、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」が高い割合を占めること等が特徴として挙げられた。

イ 文部科学省では、児童虐待防止法の規定による早期発見努力義務及び通告義務等に



ポスター「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン(児童相談所虐待対応ダイヤル189)」

ついて機会を捉えて周知徹底を図っているほか、関係機関との連携強化のための情報共有や児童虐待防止に係る研修の実施等の積極的な対応等についても周知している。

また、平成31年2月の関係閣僚会議決定を受け、令和元年5月に学校・教育委員会等が児童虐待の対応に留意すべき事項をまとめた「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月一部改訂）を作成し、公表するとともに、同年8月には、地域における児童虐待の未然防止・早期発見の取組に資するよう、地域で活動する家庭教育支援や地域学校協働活動等の関係者に向けて、「児童虐待への対応のポイント」（令和6年10月一部改訂）を作成し、児童虐待への対応に関して留意すべき事項等を周知した。令和2年1月には、児童虐待対応に関する具体的な事例を想定した「学校現場における虐待防止に関する研修教材」を作成し、積極的な活用について周知した。

このほか、児童生徒が適切な相談を受けることができるよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用等、教育相談体制の整備を支援している。また、児童虐待の未然防止や早期対応のため、家庭教育支援チーム等による保護者への相談対応や保護者と地域とのつながりづくりの推進にも取り組んでいる。

ウ 警察では、児童虐待が疑われる事案を認知した際には、早期に現場臨場等を行い、警察職員が児童の安全を直接確認することを徹底するとともに、事件化すべき事案については厳正な捜査を行っている。また、児童虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所に対して確実に通告等を実施し、児童相談所等との情報共有を図るなど、関係機関と緊密に連携しながら、児童の安全確保を最優先とした対応を徹底している。

エ 法務省では、「児童虐待とたたかう法務省プロジェクトチーム」を設置して検討を進め、令和2年2月に取りまとめた「法務省児童虐待防止対策強化プラン」に基づき、各地の法務省関係機関が有する資源・ノウハウを児童相談所等の求めに応じて提供するなど、関係機関と連携して児童虐待防止対策に取り組んでおり、法務省の人権擁護機関においては、職員や人権擁護委員による人権教室や「こどもの人権SOSミニレター」等による人権相談を実施している。

(7) 体罰等の問題に対する取組の推進

体罰は、「学校教育法」（昭和22年法律第26号）第11条で禁止されており、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為等の土壌を生むおそれがあり、いかなる場合でも決して許されない。文部科学省では、平成25年3月に、懲戒と体罰の区別について現場の教員が理解しやすい丁寧な説明を行うことを目的として、体罰と判断される行為や認められる懲戒等の具体例や、部活動指導に当たっての留意事項を示した通知を発出したり、同年5月に運動部活動での体罰等の根絶及び効果的な指導に向けた「運動部活動での指導のガイドライン」を公表したりするなど、体罰の防止に関する取組を実施してきた。また、令和4年12月に策定・公表した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」には、「体

罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されない」と示すとともに、校長及び部活動の指導者並びに地域クラブ活動運営主体・実施主体に対し、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する旨について示した。さらに、不適切な指導の防止については、令和4年12月に改訂した生徒指導提要において、不適切な指導と考えられる具体例を挙げながら、体罰や不適切な言動等がいかなる児童生徒に対しても決して許されないことを示した。

体罰等の根絶のためには実態把握に努めることが重要と考えており、令和6年12月には、国公立学校における体罰等の実態についてまとめた調査結果を公表した。この結果では、体罰により懲戒処分等を受けた者は472人、不適切な言動又は指導により懲戒処分等を受けた者は696人となっている。

(8) こどもの性被害に係る対策

こどもの性被害に係る対策については、令和4年5月に犯罪対策閣僚会議において策定された「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」に基づき、政府全体で取組を推進している。また、弱い立場に置かれたこども・若者が、性犯罪・性暴力被害に遭う事案が後を絶たず、被害に遭ってもそれを性被害であると認識できなかったり、声を上げにくく適切な支援を受けることが難しいこども・若者がいることなどの課題を踏まえ、性犯罪の成立要件をより明確化することなどを目的として令和5年6月に成立した「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和5年法律第66号）及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和5年法律第67号）の趣旨・内容の周知及びこれらの法律も踏まえた厳正な対処・取締りの強化、こどもたちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないようにするための「生命（いのち）の安全教育」の全国展開、被害の申告をしやすくし、その支援を強化するための各種相談窓口の充実等、様々な取組を着実に実施し、対策の強化を図っている。

さらに、令和6年4月、「こども・若者の性被害防止のための総合的対策」が取りまとめられた。同年6月には、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和6年法律第69号）が成立し、令和8年12月までに施行されることとなっている。施行後は、学校や保育所を始め、一定の教育・保育を提供する事業者は、従事者によるこどもへの性暴力等を防止するため、面談や相談、研修といった日頃からの安全確保措置や、従事者の性犯罪前科の確認が義務付けられる。

いわゆる児童ポルノ等については、平成26年6月、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（平成11年法律第52号）が一部改正され、法律名が「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改められ、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノ又はその電磁的記

録を所持、保管する行為や、ひそかに児童の姿態を描写することにより児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が新設された。同改正法は同年7月に施行され、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する規定については、平成27年7月から適用されている。

警察では、低年齢児童を狙ったグループ等に対する取締りを強化するとともに、児童の被害の継続・拡大を防ぐため、流通・閲覧防止対策や被害児童の早期発見及び支援に向けた取組等を推進している。また、警察庁ホームページにおいて、「なくそう、子供の性被害。」と題して、児童ポルノ事犯の検挙・被害状況、被害防止対策、児童ポルノ被害の深刻さ等について掲載し、国民意識の向上を図っている。

さらに、文部科学省では、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）を踏まえ、こどもたちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、内閣府と共同で「生命（いのち）の安全教育」の教材・指導の手引等を作成し、令和3年4月に公表した。以降、文部科学省では、幼児期・小学校・中学校・高校の各段階における授業等での活用を促すとともに、令和6年度は、全国の学校等において「生命（いのち）の安全教育」の実施が更に推進されるよう、全校実施を目指す教育委員会等の取組を支援するほか、学校等における幼児児童生徒の発達段階に応じた指導・啓発の参考となるような動画コンテンツを作成した。また、「生命（いのち）の安全教育」の理解促進を図り、取組の普及を図るためのウェブセミナーを開催するなど、性被害の防止に資する啓発を進めている。

児童生徒等に対する性暴力等の防止等については、本来こどもを守り育てる立場にある教員がこどもに性暴力等を行うということは断じてあってはならないという基本理念の下、令和3年5月には、第204回国会において議員立法である「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）が衆参全会一致で成立し、令和4年4月1日から施行された（データベースに関する規定については、令和5年4月1日から施行）。

同法では、教育職員等による児童生徒等への性暴力等（以下「児童生徒性暴力等」という。）は、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わず全て法律違反であることとされたほか、教育職員・児童生徒等に対する啓発、児童生徒性暴力等の早期発見及び対処、国による特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより教員免許状が失効又は取上げとなった者）に関するデータベースの整備などが規定された。また、特定免許状失効者等に対しては、免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができることが規定された。特定免許状失効者等に関するデータベースについては、令和5年4月1日から稼働しており、教育職員等を任命又は雇用するときには、国公立の別や常勤・非常勤等の採用形態を問わず、必ずデータベースを活用すること

が義務付けられている。

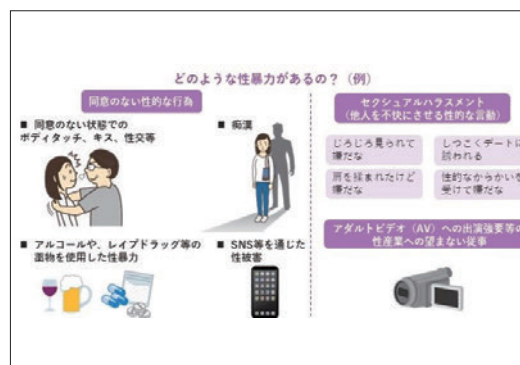
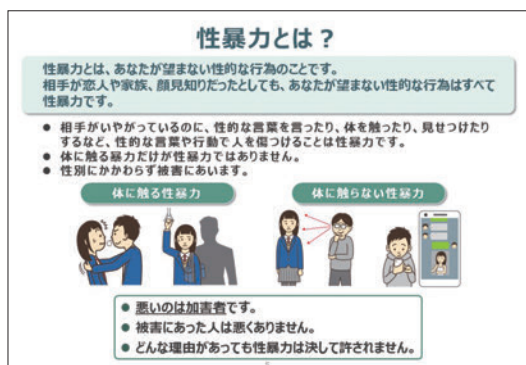
同法に基づき、文部科学省では、本法に定められた施策を総合的かつ効果的に推進するため、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」を令和4年3月に策定したほか、令和5年3月には、データベースに関する規定の施行に合わせて通知を発出し、データベースの運用等に係る注意事項とともに、児童生徒性暴力等の防止等に関する施策全体について、学校及びその設置者が行うべき主な対応をまとめたチェックリストを添付し、改めて趣旨や留意事項を周知した。また、教育委員会や学校における教員に対する研修や意識啓発の取組がより効果的なものとなるよう、令和4年度には、啓発動画や研修用動画、好事例集等を作成・公表した。

こどもをわいせつ行為から守る環境整備については、こどもに対してわいせつ行為を行った保育士の再登録手続の厳格化等に関する必要な改正を盛り込んだ令和4年改正児童福祉法が令和5年4月に施行された。こども家庭庁では、こどもに対してわいせつ行為を行ったことにより保育士登録を取り消した者（特定登録取消者）の情報が記録されたデータベースの運用を令和6年4月1日から開始した。

AV出演被害については、令和4年6月、AV出演被害の防止及び被害者の救済を図るため、AV出演被害防止・救済法が制定された（19頁参照）。

法務省の人権擁護機関では、性的な暴力の事例を含めたデートDVに関する啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！デートDV」（16頁参照）や性的虐待の事例を含めた児童虐待に関する啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！児童虐待」（23頁参照）を作成するなどの各種人権啓発活動を実施するとともに、人権相談窓口の周知等を行っている。取り分け、令和4年4月の成年年齢引下げに伴い、未成年者取消権の対象ではなくなった者から、AV出演被害を始めとする各種消費者トラブルに巻き込まれたなどの人権相談を受けた場合には、被害者保護に係る各種法制度を踏まえた助言を行うなど、適切に対応している。

また、文部科学省では、卒業直前の高校生等に向けた「生命（いのち）の安全教育」啓発資料に、AV出演強要等の性産業への望まない従事等は性暴力であること等を記載するとともに、身近な被害実態、性暴力が起きないようにするためのポイント、性暴力被害に遭った場合の対策・相談先等を記載している。



「生命（いのち）の安全教育」教材、啓発資料

(9) 無戸籍対策

女性が夫との婚姻中や元夫との離婚後300日以内に子を出産した場合、民法の嫡出推定制度により、夫又は元夫が子の父と推定されることとなるが、他に血縁上の父が存在すること等を理由として、子を出産した女性が出生の届出をしないため、子が戸籍に記載されることなく、無戸籍のままとなることがある。このような無戸籍の発生は、国民としての社会的な基盤が与えられず、社会生活上の不利益を受けるといった人間の尊厳に関わる重大な社会問題である。

法務省では、無戸籍の解消のため、①市区町村の窓口等から得られた情報により、各法務局において無戸籍者の情報を把握し、②把握した情報に基づき、法務局や市区町村の職員が、無戸籍者の母親等に定期的に連絡、個別に訪問するなど、一人一人に寄り添い、戸籍の記載に必要な届出や裁判上の手続がとられるよう支援し、③裁判費用等の相談があった場合には、「日本司法支援センター」（以下「法テラス」という。）での民事法律扶助制度について案内し、④法務省に無戸籍者ゼロタスクフォースを設置するとともに、各法務局において市区町村、弁護士会等の関係機関と協議会を設置するなどの「寄り添い型」の取組を進めている。また、無戸籍者やその母親等の関係者に相談を促すため、ポスター及びリーフレットの配布や、法務省ホームページ及び無戸籍解消の流れに関する動画等のウェブコンテンツを充実させるなどして、周知を図るとともに、各法務局においても相談窓口を設けている。

平成26年9月から行っている無戸籍者に関する情報集約により、累計5,133人の無戸籍者を把握し、そのうち合計4,433人の方が戸籍に記載されたところであり（令和7年3月10日現在）、引き続き無戸籍の解消のための取組を進めていくこととしている。

さらに、無戸籍が発生する原因の一つと指摘されてきた嫡出推定制度の見直し等について、母の婚姻の解消等の日から300日以内に生まれた子であっても、母の再婚後に生まれた場合には、再婚後の夫の子と推定すること等が盛り込まれた民法等の一部を改正する法律が、令和4年12月10日、第210回国会（臨時会）において可決成立し、同月16日に公布、嫡出推定制度の見直し等に関する規定については令和6年4月1日に施行されている。本改正によって、嫡出否認の訴えを提起することができる者の範囲及び出訴期間が見直されるとともに、施行前に生まれた子や母についても、施行日である令和6年4月1日から1年間に限り、嫡出否認の訴えを提起することが可能となったことから、施行前において、無戸籍と把握している方に対して、個別に改正法の内容を通知するなどした。また、改正後においても、改正法の概要を記載したパンフレット等を関係機関・関係団体に配布するとともに、政府広報とも連携し、嫡出否認の訴えを提起する機会を逃すことのないように幅広く周知広報を行った。



無戸籍でお困りの方へ
(法務省ホームページ)



パンフレット
「無戸籍者問題の解消と
児童虐待の防止のために」



リーフレット
「あなたの戸籍をつくるために」



リーフレット
「子どもの戸籍をつくるために」

(10) 条約の周知

外務省では、平成6年に締結した児童の権利条約と併せ、「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」の適確な実施に、内閣府を始めとする関係府省庁と協力して努めており、条文その他の情報を外務省ホームページ (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>) に掲載し、その内容の周知に努めている。

文部科学省では、平成22年度から毎年開催する人権教育担当指導主事連絡協議会等において、同条約等の周知を図っている。

こども家庭庁では、こども基本法の規定や同法附帯決議、こども大綱を踏まえ、令和6年度は、児童の権利条約の認知度調査（簡易版）を実施するとともに、令和5年度に実施した認知度調査及び普及啓発方法検討のための調査研究の結果も踏まえ、条約の趣旨や内容についての周知啓発の取組を実施した。また、児童の権利条約に関する情報をこども家庭庁ホームページ (<https://www.cfa.go.jp/policies/international/convention>) に掲載し、その内容等の周知に努めている。

(11) 保護者の信仰に起因した被害者等に対する支援の取組

「旧統一教会」問題に端を発して、社会的に問題となっている宗教2世・3世と呼ばれるこどもや若者が抱える様々な悩みについては、とりわけ被害が潜在化しやすく、法的トラブルに加え、精神的な困難や貧困など複合的であることから、これらの被害を救済するため、関係各機関が緊密な連携を図りつつ、適切な対策を講ずることが必要となる。

令和6年1月16日に設置された「『旧統一教会』問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議」の第1回会議（同月19日）において、「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策が取りまとめられており、関係府省庁では、本取りまとめの内容を踏まえ各種取組を推進している。

(12) こどもの人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「こどもの人権110番」（フリーダイヤル0120-007-110（全国共通））を全国の法務局・地方法務局に設置しているほか、若年層でも利用しやすい「LINEじんけん相談」を全国で受け付けるなど、こどもが相談しやすい体制を取っている。取り分け、令和6年8月21日から27日までの1週間を「全国一斉『こどもの人権相談』強化週間」とし、これらの相談窓口の平日の相談受付時間を延長するとともに、土曜日・日曜日も開設した。

また、法務省ホームページ上の「インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）」 (<https://www.jinken.go.jp/>) のほか、GIGAスクール構想による1人1台端末等からインターネットブラウザを介して相談可能な「こどもの人権SOSチャット」を開設すると

ともに、「こどもの人権SOSミニレター」（料金受取人払いの便箋兼封筒）を全国の小・中学校の全児童生徒に配布しており、こどもたちがより相談しやすいよう様々な手段を用意し、こどもの人権侵害事案の早期発見に努めている。

これらの人権相談等を通じて、いじめや体罰、児童虐待、児童買春、児童ポルノによる被害など、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

特に、児童虐待については、「こどもの人権SOSミニレター」を始めとする人権相談等を、対象者本人のみならず、その兄弟姉妹等の近親者に対する児童虐待等を発見するための手段として活用し、虐待の疑われる事案を認知した場合は、児童相談所等への情報提供や被害者との面談を早期に行うことにより、被害者の速やかな保護、被害者の家庭環境の改善、見守り体制の構築を図るなどして、虐待を受けたこどもの人権救済を図っている。

なお、「こどもの人権SOSミニレター」等を端緒に人権侵犯事件として立件し、令和6年中に救済措置を講じた具体例については、資-34頁のとおりである。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
こどもの人権110番相談件数	15,603	15,419	16,824	19,251	13,971

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
こどもの人権SOSミニレター相談件数	10,704	11,194	8,710	7,511	7,677

（法務省人権擁護局の資料による）



ポスター「こどもの人権110番」

小学生用

こどもの人権 SOS ミニレター

悩みを書いて
ポストに入れてね!
(切手はいらないよ)

ひみつは
守るよ

入賞イメージキャラクター
「KEN」

こどもの人権 SOSミニレターって?

あなたの悩みを、あなたの力になってくれる人が読んで必ず返事をくれる手紙だよ。
どんな悩みでもいから、この裏面に相談したいことを書いて、気軽に送ってね。
お友達が困っているときも相談してね。

※相談内容によっては、関係機関とともに対応することがあります。

このカードには、SOSカードの裏に書かれたコードが印刷されています。
LINE Voiceアプリを使用すると、記録されている情報を音声で聞くことができます。

東京法務局・東京都人権擁護委員連合会

SOSミニレターの他に、「電話」、「メール」、「LINE」で相談することもできるよ。

電話で相談

こどもの人権 110番

相談時間：月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15

メールで相談

法務省のホームページでも相談を受け付けているよ。

こどもの人権 SOS-eメール

インターネット 人権相談

こちらからでもアクセスできるよ

LINEで相談

LINEでも相談を受け付けているよ。

LINE じんけん相談

こちらから友だち追加してください

東京法務局・東京都人権擁護委員連合会

いつでも持っていてね!

こどもの人権 SOS カード

困ったことをなんでも相談してください。

通話無料 こどもの人権 110番

相談時間：月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15

※通話料はスマートフォンの料金に含まれます。
※あなたの大切な情報は厳重に守られます。

こどもの人権SOSミニレター（小学生向け）

トピックス

父母の離婚等に直面する子の利益を確保する観点からの 親権・監護権に関する規律の見直し等について

父母の離婚後の子の養育の在り方は、子の生活の安定や心身の成長に直結する問題であり、父母の離婚に直面する子の利益を確保するためには、父母が離婚後も適切な形で子の養育に関わり、その責任を果たすことが重要である。

そこで、父母の離婚後の子の養育に関する民法等の規定を見直し、令和6年5月、「民法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第33号）（以下「民法等改正法」という。）が成立した。

民法等改正法では、親の責務等に関する規定を新設し、父母が、子の心身の健全な発達を図るために子の人格を尊重しなければならないこと等を明確化した。

また、民法等改正法では、離婚後の親権者に関する規律を見直し、離婚後の父母双方を親権者とすることができることを定めた上で、親権行使に関する規律を整備し、父母双方が親権者であるときは親権を共同行使するものとしつつ、親権の単独行使が可能な場合を明確化し、父母の意見対立を調整するための裁判手続を新設した。

このほか、民法等改正法では、養育費の履行確保に向けた見直しや、安全・安心な

親子交流の実現に向けた見直しなどを行っている。

民法等改正法は、令和8年5月までに施行される予定であるところ、法務省では、本改正の趣旨が正しく理解されるよう、関係府省庁等連絡会議を開催し、適切かつ十分な周知・広報や、改正法を円滑に施行するための環境整備につき、関係府省庁等とも連携しつつ取り組んでいる。連絡会議において民法等改正法の内容を説明したパンフレットを作成し、自治体や関係機関を通じてパンフレットを配布したり、法務省ホームページにおいて動画等を掲載したりするなどして、周知活動を積極的に行っている。



民法等の一部を改正する法律（父母の
離婚後等の子の養育に関する見直し）
について
（法務省ホームページ）



動画

「離婚後の子の養育に関する民法等の改正
について～親権・養育費・親子交流などに
ついてのルールが変わります！～」



パンフレット

「父母の離婚後の子の養育に関する
ルールが改正されました」



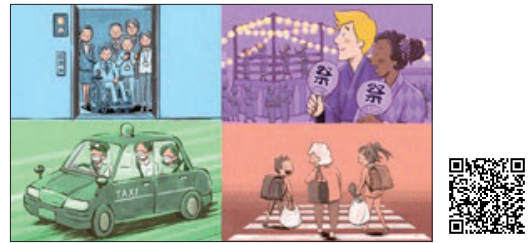
3 高齢者

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、人口の4人に1人が65歳以上の者となっている。

このような中、介護者等による身体的・心理的虐待や、高齢者の家族等による本人の財産の無断処分等の経済的虐待等といった高齢者の人権問題が大きな社会問題となっている。

(1) 高齢者についての理解を深め、高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を目指した啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「高齢者の人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施しており、高齢者虐待防止等をテーマとした啓発動画「虐待防止シリーズ 高齢者虐待」を全国の法務局・地方法務局において貸し出しているほか、YouTube法務省チャンネルで配信している。また、高齢者を含む全ての人の人権が尊重される社会の実現を訴える啓発動画についても、YouTube法務省チャンネルで配信している。



啓発動画
「『誰か』のこと じゃない。
—支え合う共生社会の実現に向けて—」

(2) 高齢者福祉に関する普及啓発

厚生労働省では、令和6年9月15日の「老人の日」から同月21日までの1週間を「老人週間」と定め、「国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促す」という趣旨にふさわしい行事が実施されるよう、関係団体等に対する支援、協力、奨励等を都道府県等に依頼した。また、内閣府、消防庁、全国社会福祉協議会等の主唱12団体は、「みんなで築こう 健康長寿と共生社会」を標語とする「令和6年『老人の日・老人週間』キャンペーン要綱」を定め、その取組を支援した。

また、急速な高齢化の進展に伴い、我が国の認知症の人の数は増加しており、令和5年度に行われた調査研究（注）によると、令和4年時点の認知症の高齢者数は約443万人、軽度認知障害（MCI：Mild Cognitive Impairment）の高齢者数は約559万人と推計され、その合計は1,000万人を超えている。高齢者の約3.6人に1人が認知症又はその予備群といえる状況の中、認知症は誰もがなり得るものであり、国民一人一人が認知症を自分ごととして理解する必要がある。

このため、令和6年1月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和5年法律第65号。以下「認知症基本法」という。）が施行され、これに基づき、政府は全閣僚を本部員とする「認知症施策推進本部」や、認知症の人やその家族、保健・医

療・福祉関係者等で構成される「認知症施策推進関係者会議」での議論を踏まえ、同年12月に「認知症施策推進基本計画」を閣議決定した。

(注)「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」(令和5年度老人保健事業推進費等補助金 九州大学 二宮利治教授)

(3) 学校教育における高齢者・福祉に関する教育の推進

学校教育においては、学習指導要領に基づき、児童生徒が高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めるため、ボランティア活動や高齢者との交流等の体験活動の充実が図られている。

(4) 高齢者の学習機会の充実

令和6年に策定された「高齢社会対策大綱」(令和6年9月13日閣議決定)においては、オンラインの活用も含めた多様な学習機会の提供を図ることとしており、公民館等の社会教育施設等において、高齢者等を対象とした学習機会の提供が行われている。

また、文部科学省では、高齢者が生涯学習を通じて地域づくりに主体的に参画することを促進するため、行政や各種団体等で社会教育に携わる者を対象に、学びを通じた社会参画の実践による社会的孤立の予防・解消を図る方策を共有した。

(5) ボランティア活動等、高齢者の社会参加の促進と世代間交流の機会の充実

内閣府では、高齢者の社会参加や世代間交流を促進するため、「エイジレス社会の構築に向けて」をテーマに、令和6年11月に「高齢社会フォーラム」を愛媛県松山市で開催した。

また、年齢に捉われず、自らの責任と能力において自由で生き生きとした生活を送る高齢者(エイジレス・ライフ実践者)や社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を毎年広く紹介しており、令和6年度は、個人49人及び29団体を選考し、内閣府ホームページ等を通じて、社会参加活動等の事例を広く国民に紹介する事業を実施した。

(6) 高齢者の雇用・多様な就業機会確保のための啓発活動

厚生労働省では、求人の募集・採用に当たっては、年齢ではなく求職者一人一人の経験や適性、能力等を判断するべきであるとの趣旨から、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(昭和41年法律第132号。以下「労働施策総合推進法」という。)により、ハローワークを始め、求人広告、民間の職業紹介会社、インターネット等、全ての求人募集において、厚生労働省令が定める例外事由に該当する場合を除いては、求人の年齢制限を原則禁止し、年齢に関わりなく応募の機会が開かれるよう努めている。

また、60歳以上の高齢者に限定して募集採用する場合には、厚生労働省令が定める例外事由として、年齢制限をすることを許容し、高齢者の雇用を促進することとしている。

(7) 高齢者の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局において人権相談に応じており、全国共通人権相談ダイヤル「みんなの人権110番」（ナビダイヤル0570-003-110（全国共通））を設置している。また、高齢者に接する機会が多い社会福祉事業従事者等に対し、人権相談を広報するためのリーフレットを配布したほか、老人福祉施設等の社会福祉施設において、入所者及びその家族が気軽に相談することができるよう、特設の人権相談所を開設するなどして、相談体制の一層の強化を図っている。これらの人権相談等を通じて、高齢者に対する虐待等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
高齢者に対する暴行・虐待	185	131	81	107	95
高齢者福祉施設における人権侵犯	23	16	23	19	14

（法務省人権擁護局の資料による）

トピックス

新しい認知症観と地域での様々な取組

(1) 認知症基本法に基づく取組

認知症基本法に基づき、令和6年12月に閣議決定された認知症施策推進基本計画には、認知症になっても個人としてできること、やりたいことがあり、希望を持って暮らし続けることができるという「新しい認知症観」が示されるとともに、こうした「新しい認知症観」に立ち、認知症の人や家族の参画を得ながら、地域の多様な関係者が協働し、認知症施策に取り組むことが重要であるとされています。

今後は、国の同基本計画を踏まえ、各地方公共団体において、認知症の人と家族等との対話を通じて、地域の実情に即した計画の策定に努めることとされており、今後、各自治体での計画策定が進められていく予定です。

(2) 地域での取組

○認知症本人大使「希望大使」

認知症本人大使「希望大使」（以下「認知症希望大使」という。）は、認知症の人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らしている姿を積極的に発信しています。

厚生労働省では、認知症の人の発信の機会が増えるよう、7人の認知症本人の方を認知症希望大使として任命し、国が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力、

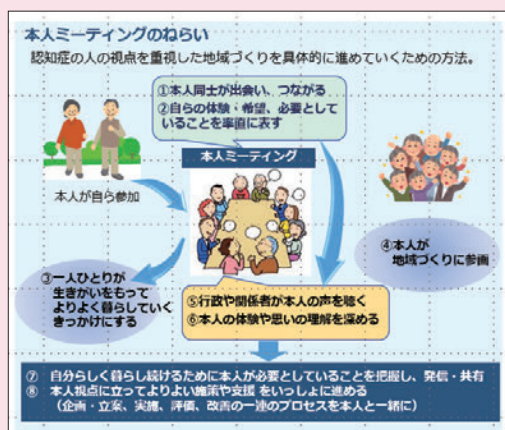
国際的な会合への参加、認知症とともに生きる希望宣言の実施等に取り組んでいます。

また、全国で、それぞれの地域で暮らす認知症の人と共に普及啓発を進められるよう、都道府県ごとに「地域版希望大使」の取組を推進しています。地域版希望大使は、認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトへの協力、都道府県が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力等に取り組んでいます。令和7年3月現在、26都道府県において90人の地域版希望大使が任命され、活動しています。

○本人ミーティング

本人ミーティングは、認知症の本人が集い、本人同士が、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域の在り方を一緒に話し合う場です。また、行政職員や関係者も参画し、本人の声を聞くことで本人の体験や思いの理解を深めています。

本人だからこそその気づきや意見を本人同士で語り合い共有するとともに、地域に伝えていくための集まりとなっており、令和5年度は432市町村で実施されています。



本人ミーティングのねらい

4 障害のある人

障害のある人を含む全ての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障害のある人に対する各種施策を実施してだけでなく、社会の全ての人々が障害のある人について十分に理解し、必要な配慮をしていくことが求められている。

障害者施策については、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが重要である。我が国では、令和5年3月に閣議決定した「障害者基本計画（第5次）」に基づき、同年4月から障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係府省庁が連携し、同計画に基づく施策を着実に実施しているところである。

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）に基づき、各行政機関等や事業者において、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を始めとする障害を理由とする差別の解消に向けた取組が行われている。また、令和6年4月には、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずることを内容とする同法の改正法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）。以下「改正障害者差別解消法」という。）が施行されている。

平成29年2月には、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を契機として全国のユニバーサルデザインの取組を推進していくため、様々な障害者団体等の参画を得ながら「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を決定し、この行動計画を基に、関係省庁等が共生社会の実現に向けた諸施策を推進してきた。また、障害のある人の視点を施策に反映させる枠組みとして、構成員の過半を障害のある人又はその支援団体が占める「ユニバーサルデザイン2020評価会議」を設置し、令和3年11月に開催された同会議においては、大会のレガシーとして各主体が連携を図りつつ取組を継続していくことが期待されるとの総括が行われた。

さらに、平成30年12月には、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（平成30年法律第100号）が公布・施行され、同法に基づき、毎年1回、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめて公表している。

加えて、令和6年7月3日の旧優生保護法の規定を憲法違反とした上で国の損害賠償責任を認める最高裁判決を受け、政府は、内閣総理大臣を本部長とし、全ての府省庁の閣僚を構成員とする「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」を設置した。この本部の下、障害者に対する偏見や差別の根絶に向け、これまでの取組を

点検し、教育・啓発等を含めた取組を強化するため、障害当事者からの意見聴取を重ねつつ検討を進め、同年12月27日に「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」を策定した（本件については、120～122頁も参照）。

(1) 共生社会を実現するための啓発・広報等

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の理念の普及を図るため、「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）では、毎年12月3日から同月9日までの期間を「障害者週間」と定めており、この期間を中心に、国、地方公共団体が民間団体等と連携し、全国各地で様々な行事や取組を集中的に開催している。

内閣府では、多様な媒体による広報・周知を行ったほか、全国から募集した「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の最優秀賞受賞者に対する内閣総理大臣表彰のほか、障害者関係団体等による障害及び障害のある人をテーマとするオンラインセミナーや体験をテーマにした障害の特性を知っていただくためのワークショップの開催等、国民意識の向上に向けた取組を行った（詳細は「障害者白書」に記載）。



ポスター「障害者週間」

(2) 障害を理由とする偏見・差別の解消を目指した啓発活動

ア 法務省の人権擁護機関では、「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

令和6年度には、啓発動画「知っていますか？ 障害者差別解消法」を作成した。また、啓発冊子及び啓発動画「障害のある人と人権～誰もが住みよい社会をつくるために～〈改訂版〉」、障害のある人の人権問題を含めた職場における各種人権問題について解説した啓発冊子及び啓発動画「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」、様々な人権問題を自分の問題として考えることを呼び掛ける啓発動画「『誰か』のことじゃない。（障害のある人編）」等の様々な啓発資料について、全国の法務局・地方法務局での配布や貸出し、YouTube法務省チャンネルでの配信等を行っている。

なお、啓発冊子「人権の擁護」を始めとする各種啓発資料には、音声コードを導入し、視覚障害のある人が利用することができるよう工夫を施している。

令和7年2月6日には、「共生社会と人権に関するシンポジウム～今、企業に求められること～」をオンライン開催し、共生社会の実現をテーマとして、障害者雇用に積極的な企業の取組を紹介した。

さらに、全国の法務局・地方法務局においては、社会福祉協議会などと連携し、車

椅子体験、パラリンピアンによる講話、障害者スポーツ体験（ボッチャ、車椅子バスケットボール等）等と、障害のある人の人権や「心のバリアフリー」に関する人権擁護委員による人権教室とを組み合わせた人権啓発活動を全国各地で実施した。



啓発動画
「知っていますか？ 障害者差別解消法」



啓発冊子
「障害のある人と人権～誰もが住みよい社会をつくるために～〈改訂版〉」



「共生社会と人権に関するシンポジウム」



啓発動画「『誰か』のことじゃない。」



イ 厚生労働省では、「身体障害者補助犬法」（平成14年法律第49号）の趣旨及び補助犬の役割等についての一層の周知を目的として、ポスター、パンフレット、ステッカー等の作成・配布や、ホームページの開設を行っている（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/hojoken/index.html）。

(3) 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等

内閣府では、改正障害者差別解消法が令和6年4月に施行され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことを踏まえ、相談体制の充実、事例の収集・共有の強化、周知啓発の強化等に取り組んでいる。

（相談体制の充実）

地方公共団体における障害者差別に関する相談窓口の設置促進に取り組んでおり、約5割の自治体でワンストップ相談窓口が設置されている（令和6年4月現在）。また、障害のある人や事業者、都道府県・市区町村等からの障害者差別に関する相談に対して

法令の説明や適切な相談窓口等につなぐ役割を担う国の相談窓口として「つなぐ窓口」を運営しており、令和6年度は3,439件の相談を受け付けた。

(事例収集・共有の強化)

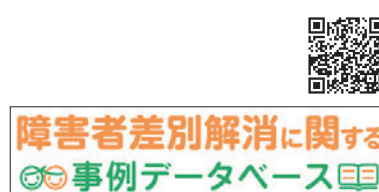
行政機関等や事業者における障害者差別解消の取組に資するよう、「不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」、「環境の整備」の具体的事例195件を、検索機能を持つ「障害者差別解消に関する事例データベース」に掲載している（令和7年3月末現在）。

(周知啓発)

地方公共団体職員等を対象とした研修会や、事業者を対象とした説明会を開催し、障害者差別解消法の説明を行った。また、政府広報とも連携し、周知啓発を行った。



障害者の差別解消に向けた
理解促進ポータルサイト



障害者差別解消に関する
事例データベース

(4) 精神障害者に対する偏見・差別の是正のための啓発活動

厚生労働省では、地域住民等に対して精神保健福祉に関する知識の普及等を行う「精神保健福祉普及運動」等を活用して、精神疾患についての正しい理解が広まるよう、情報発信を行っている。

また、10月10日「世界メンタルヘルスデー（国際記念日）」に合わせて、厚生労働省では、精神疾患やメンタルヘルスについて、国民に関心を持ってもらうきっかけとして、令和元年から精神障害者に対する理解を深めるための啓発イベント等を開催している。令和6年においては、人気キャラクターを応援サポーターとした東京タワーでの広報活動や公共交通機関での普及啓発ポスターの掲示を行い、厚生労働省の世界メンタルヘルスデー特設サイトにて当日の様子を掲載した。



世界メンタルヘルスデー 2024
イベントポスター



世界メンタルヘルスデー 2024
(厚生労働省ホームページ)

(5) 特別支援教育の充実及び障害のある人に対する理解を深める教育の推進

ア 障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行うとともに、障害のあるこどもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることができるよう、多様な学びの場を整備することが大切である。文部科学省では、障害のあるこどもの学校における日常生活上・学習活動上のサポートを行う「特別支援教育支援員」や医療的ケアを行う「医療的ケア看護職員」を法令上位置づけるとともに、各学校における配置実績を踏まえて、年々拡充を図ってきたところである。

また、小・中学校における障害に応じた特別の指導（通級による指導）を担当する教員の定数について、平成29年度から基礎定数化するとともに、平成30年3月には「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令」（昭和37年政令第215号）を改正し、平成30年度から公立高等学校における障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための加配定数措置を可能とした。令和5年3月には、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」を踏まえ、通級による指導の充実も含め、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について各教育委員会等に周知した。さらに、令和6年度より、特別支援学校と小・中・高等学校のいずれかを一体的に運営する「インクルーシブな学校運営モデル事業」を実施し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、実証的な研究を行っている。

イ 障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現とともに、障害のある人が、生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようにすることが重要である。平成30年3月に閣議決定された「障害者基本計画（第4次）」及び平成30年6月に閣議決定された「第3期教育振興基本計画」において、障害のある人の生涯学習の推進について初めて明記され、それぞれ現行の計画に引き継がれている。

文部科学省では、障害者の生涯学習の支援推進のため、調査研究による現状分析・課題整理に基づき、市町村や民間団体、大学等の多様な主体による障害児者の生涯学習プログラムの開発や、都道府県が主体となる持続可能な体制整備等に関する実践研究を実施するとともに、それらの研究成果を普及するなどして、障害者の学校から社会への移行期及び人生の各ステージにおける学びの機会充実を図っている。

特に、障害のある人の学びに関する普及・啓発や人材育成に向けた取組については、平成31（令和元）年度から、上記研究事業の成果の普及や、障害に関する理解の促進、支援者同士の学び合いによる学びの場の担い手の育成、障害のある人の学びの場の拡大を目指し、「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を主催し、令和6年度は全国17か所において開催した。令和6年10月には、障害の有無にかかわらず共に学び、

生きる共生社会の実現に向けた啓発として、「超福祉の学校@SHIBUYA ～障害の有無をこえて、共に学び、創るフォーラム～」を、特定非営利活動法人ピープルデザイン研究所との共催で開催した。また、障害のある人の生涯学習を支える活動について他の模範と認められるものに対して、その功績を称える文部科学大臣表彰を行っている。令和6年度は、長年にわたる個人・団体の功績を称える「功労者表彰」について40件、新しいチャレンジや分野を超えた連携の成果が認められた「奨励活動表彰」について8件を表彰した。これらの多様な活動が、今後のモデルとなり各地で広く展開されていくことを期待し、事例集を作成しホームページで公開している。

(6) 発達障害者への支援

ア 厚生労働省では、平成19年12月に、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とする決議が国連で採択されたことを受け、一般社団法人日本自閉症協会との共催でシンポジウムを開催するなど、自閉症を始めとした発達障害に関する正しい知識の浸透を図っている。全国各地においても、世界自閉症啓発デーや4月2日から同月8日までの「発達障害啓発週間」において、様々な啓発活動が実施されている。

また、「発達障害情報・支援センター」を設置し、発達障害者支援に関する調査・研究及び支援手法の普及や国民の理解の促進を図っている。発達障害者の暮らしや支援に関連する教育や福祉、医療、保健、労働等、様々な分野にまたがる情報を国民へ提供するため、発達障害ナビポータル (<https://hattatsu.go.jp/>) を、文部科学省と厚生労働省の協力の下、発達障害教育推進センター（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）と発達障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーションセンター）が共同で構築し、令和3年度から運用している。発達障害ナビポータルでは、支援者向けの研修コンテンツや当事者・家族向け情報検索ツールの公開、外国につながるのある発達障害児と家族への情報提供、災害時の発達障害児者支援に関する情報発信等を行っている。

近年の共生社会の実現に向けた新たな取組が進められている状況に鑑み、発達障害者の支援をより一層充実させるための所要の処置を講じる「発達障害者支援法の一部を改正する法律」（平成28年法律第64号）が平成28年5月25日に成立した。本改正に基づき、国及び地方公共団体によるライフステージを通じた切れ目のない支援の実施や、家族等も含めたきめ細やかな支援を推進し、発達障害者及びその家族が身近な場所で支援が受けられる体制の構築が進められている。



ポスター「世界自閉症啓発デー」



イ 発達障害の可能性も含め、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が通常の学級にも一定の割合で在籍していることが令和4年に実施した調査で明らかになった。そのため、そうした支援を必要とする児童生徒を早期に発見し、切れ目ない支援を行うことが大切であるとともに、全ての教師が発達障害を含む障害に関する一定の知識・技能を有していることが必要とされている。

文部科学省では、小・中学校、高等学校等における発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援の充実につなげるため、前記4(5)アの取組に加え、令和6年度においては、令和5年度に引き続き、児童生徒が在籍する学校において専門性の高い通級による指導を受けられるよう、通級による指導の対象となっている児童生徒にとって効果的かつ効率的な通級による指導の実施に向けたモデル構築や、管理職も含めた全ての教員が発達障害を含む特別支援教育に取り組んでいくため、管理職を始めとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築等に関する研究を実施している。本事業を通して得られた成果について、今後取りまとめ、周知を図る予定である。

(7) 障害のある人の雇用の促進等

ア 障害のある人の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）等に基づき、職業を通じた社会参加を進めていくことができるよう、各般の施策を推進してきた。

平成25年の障害者雇用促進法改正では、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を規定し、平成27年3月には「障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針」（障害者差別禁止指針）及び「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針」（合理的配慮指針）の策定等を行うことで、障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者の有する能力の有効な発揮を図ってきた。

令和4年の障害者雇用促進法改正では、多様な就労ニーズへの対応や雇用の質の向上の推進を図る観点から、事業主の責務として、障害者の職業能力の開発及び向上に関する措置を行うことの明確化、特に短い時間（週所定労働時間10時間以上20時間未満）で働く重度の身体・知的障害者及び精神障害者の実雇用率における算定、雇入れや雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助の支援や加齢に伴い職場への適応が困難となった障害者への雇用継続の支援に関する助成金の新設等が盛り込まれ、令和5年4月以降、順次施行されている。

これらに加え、厚生労働省では、ハローワークが中心となって、地域の関係機関と連携し、障害のある人と事業主双方に対して、就職準備段階又は募集の準備段階から

職場定着までの一貫したチーム支援、障害者就業・生活支援センターにおける就業面と生活面の一体的な支援、精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援等を実施している。

イ 障害のある人が日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害のある人に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として、「全国障害者技能競技大会」（アビリンピック）を開催している。

直近では、令和6年11月22日から同月24日までの間、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び愛知県の主催により、第44回大会が同県で開催された。

(8) 障害者虐待防止の取組

障害のある人に対する虐待を防止することは尊厳の保持のために極めて重要であることに鑑み、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）が平成24年10月に施行された。

同法においては、何人も障害者を虐待してはならないことや、虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合には速やかに通報すること等が規定されている。地方公共団体は障害者虐待の対応窓口となる「市町村障害者虐待防止センター」や「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たすこととされており、各センターでは、障害者虐待の通報・届出の受理に加え、相談や指導・助言を行うほか、国民の理解の促進を図るため、障害者虐待防止の広報・啓発等を行っている。

厚生労働省では、地方公共団体が関係機関との連携の下、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等を行えるよう、障害者虐待防止対策支援等の施策を通じて、支援体制の強化や地域における関係機関等との協力体制の整備等を行うとともに、障害のある人の権利擁護等に係る各都道府県における指導的役割を担う者の養成研修等を実施している。

また、障害者虐待防止法の一層の広報・啓発を目的としてパンフレットを作成し、ホームページで公開している。



わかりやすい障害者虐待防止法
パンフレット

(9) 旧優生保護法に関する取組

昭和23年に制定された旧優生保護法は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的として、優生手術（不妊手術）や人工妊娠中絶等について規定していた。同法が母体保護法に改正される平成8年までの間、

旧優生保護法に基づき、約2万5,000件の優生手術が実施された。

令和6年7月3日、「旧優生保護法国家賠償請求訴訟」について、旧優生保護法の優生手術に関する規定を憲法違反とする最高裁判決が言い渡された。同年9月30日、加藤内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）と優生保護法被害全国原告団、優生保護法被害全国弁護団及び優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会との間で、「基本合意書」が締結された。この「基本合意書」に基づき、優生保護法問題の全面的な解決に向けた施策等の検討、実施に当たって、優生保護法被害全国原告団等と関係府省庁との協議の場を設置し、継続的・定期的な協議を行うこととしている。

また、最高裁判決を踏まえ、平成31年4月24日に公布・施行された「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（以下「一時金支給法」という。）の全部を改正し、旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けた者等に対する補償金等の支給等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」（令和6年法律第70号。以下「補償金等支給法」という。）が令和6年10月8日に議員立法により全会一致で可決・成立し、同月17日に公布、令和7年1月17日に施行された。

こども家庭庁では、補償金等支給法に基づき、旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた方々に対する補償金等の支給を行っている。また、補償金等の支給対象者が確実に請求を行うことができるよう、手話・字幕付きの動画や点字版リーフレット、特設サイト、新聞広告等による周知広報を実施するとともに、都道府県及び関係団体に対して積極的な周知広報を依頼する等、制度の周知に取り組んでいる（本件については、118～120頁も参照）。

(10) 障害者権利条約の締結及び周知

我が国は、平成26年1月20日に「障害者の権利に関する条約」（平成26年条約第1号）を締結した。同条約は、障害のある人の人権や基本的自由を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害のある人の権利の実現のための措置等を規定し、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における取組を締約国に対して求めている。同条約では、各締約国が、「条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告」を障害者権利委員会に提出することを定めており（第35条）、特に初回の報告については、条約発効後2年以内の提出が求められている。我が国も、障害者政策委員会における議論やパブリックコメントを踏まえて第1回政府報告を作成し、平成28年6月に提出した。令和4年8月22日及び23日、国連欧州本部（スイス（ジュネーブ））にて、我が国に対する同条約の第1回政府報告の対面審査が行われた。これを踏まえた障害者権利委員会による総括所見については、同年9月9日にア

ドバンス版が公表され、その後、同年10月7日に確定版が公表されている。

また、同条約の実施のためには、障害のある人に関する社会全体の意識向上が重要であり、外務省では、関係府省庁とも連携し、障害当事者を含む国民全体に対し、条約の概要や意義等について、分かりやすく利用しやすいパンフレットやホームページ (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html) の作成を通じて広報している。

(11) 障害のある人の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局において、人権相談に応じており、全国共通人権相談ダイヤル「みんなの人権110番」(ナビダイヤル 0570-003-110 (全国共通)) を設置している。また、特別支援学校高等部卒業予定者や障害のある人に接する機会が多い社会福祉事業従事者等に対し、人権相談を広報するためのリーフレットを配布したほか、障害者支援施設等の社会福祉施設において、入所者及びその家族が気軽に相談することができるよう、特設の人権相談所を開設するなどして、相談体制の一層の強化を図っている。これらの人権相談等を通じて、障害のある人に対する差別、虐待等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数 (開始件数)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
障害のある人に対する差別待遇	125	112	107	149	171
障害者福祉施設における人権侵犯	28	22	27	31	40

(法務省人権擁護局の資料による)

5 部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であること等を理由に結婚を反対されたり、就職等の日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題である。

この問題の解決を図るため、国は、地方公共団体と共に、昭和44年から33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきた。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善された。

しかしながら、インターネット上の差別書き込み等の事案は依然として存在している。

部落差別（同和問題）については、部落差別解消推進法及び附帯決議のほか、「部落差別の実態に係る調査結果報告書」（令和2年6月）の調査結果（https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html）を踏まえ、的確に対応していく必要がある。

(1) 部落差別（同和問題）の解消に向けた啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「部落差別（同和問題）を解消しよう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、「部落差別解消推進法リーフレット」の配布や、啓発動画「人権アーカイブ・シリーズ『同和問題～過去からの証言、未来への提言～』／『同和問題 未来に向けて』」の全国の法務局・地方法務局における貸出し、YouTube法務省チャンネルでの配信を行っている。

さらに、様々な人権問題を自分の問題として考えることを呼び掛ける啓発動画「『誰か』のこと じゃない。（部落差別（同和問題）編）」や、スポット映像「出身地等の差別」編をYouTube法務省チャンネルで配信している。



啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」

(2) 学校教育・社会教育を通じた部落差別（同和問題）の解消に向けた取組

文部科学省では、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした会議や独立行政法人教職員支援機構が実施する人権教育推進研修等において、部落差別解消推進法

の趣旨等について情報提供するなど、各種機会を通じて周知を図っている。

また、社会教育では、その中核的な役割を担う社会教育主事の資格付与のための講習や現職を対象にした研修において、人権教育に関する情報提供を行い、人権教育の着実な推進を図っている。

(3) 公正な採用選考システムの確立

厚生労働省では、企業の採用選考に当たって、人権に配慮し、応募者の適性・能力に基づいた基準により採否を決める公正な採用選考システムの確立が図られるよう、雇用主に対して、以下の啓発に取り組んだ。

- ① 事業所における公正な採用選考システムの確立について、中心的な役割を果たす「公正採用選考人権啓発推進員」を、一定規模以上の事業所に配置するとともに、各労働局及びハローワークが、同推進員に対して研修会を開催
- ② 従業員の採用選考に影響力のある企業トップクラスに対する研修会を開催
- ③ 公正な採用選考についてのパンフレット、リーフレット、ポスター、カレンダー等、各種啓発資料を作成し、事業所に配布
- ④ 公正採用選考に関する特設サイトの運用、公正採用選考について解説した啓発用動画の掲載
- ⑤ 中学校、高等学校、大学等の卒業予定者に係る採用選考に合わせて、新聞広報等を通じた啓発活動を実施



パンフレット
「公正な採用選考をめざして」



ポスター
「その質問…『面接』で必要ですか？」

(4) 農漁協等関係農林漁業団体職員に対する啓発活動

農林水産省では、農林漁業や農山漁村における部落差別（同和問題）を始めとした広範な人権問題に関する啓発活動を積極的に推進するため、都道府県を通じて農漁協等関係農林漁業団体の職員に対する研修等を実施するとともに、全国農林漁業団体が当該職員等を対象に行う同様の研修等に対する支援を実施した。

(5) 隣保館における活動の推進

厚生労働省では、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を実施している隣保館の事業に対し支援を行っている。

(6) 不動産取引業者に対する指導及び人権問題に関する研修の実施

国土交通省では、これまで、不動産業の業界団体に対し通知を発出し、人権問題に関する教育・啓発活動の一層の推進、事業者に対する周知徹底・指導等を要請している。また、宅地建物取引士の法定講習科目に人権問題を設定し、部落差別（同和問題）を含めた宅地建物取引業における人権問題に関する教育・啓発を実施している。

(7) えせ同和行為の排除に向けた取組

部落差別（同和問題）を口実にして企業や官公署等に不当な利益や義務のないことを求めるえせ同和行為は、部落差別（同和問題）の解消を阻む要因となっている。政府は、えせ同和行為を排除するため、関係府省庁の参加する「えせ同和行為対策中央連絡協議会」を設置し、政府一体となってえせ同和行為の排除の取組を行っている。

ア 法務省では、えせ同和行為の実態を把握するため、昭和62年以降12回にわたりアンケート調査を実施しており、直近の令和6年度の調査結果を法務省ホームページで公表している（<https://www.moj.go.jp/content/001290375.pdf>）。また、えせ同和行為への具体的な対応に関する手引を作成し、全国の法務局・地方法務局で配布するとともに、法務省ホームページで公表している（<https://www.moj.go.jp/content/001361670.pdf>）。

さらに、地方においても、全国50の法務局・地方法務局を事務局として組織されている「えせ同和行為対策関係機関連絡会」に、令和7年4月現在で1,098の国の機関、地方公共団体、弁護士会等が参加し、随時、情報交換のための会議を開くなど、様々な取組を展開している。

加えて、えせ同和行為を含めた各種人権問題について解説した啓発冊子及び啓発動画「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」を作成し、全国の法務局・地方法務局での配布や貸出し、YouTube法務省チャンネルでの配信等を行っている。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
えせ同和行為に関する相談件数	7	11	8	10	11

(法務省人権擁護局の資料による)

要求の内容	物品	示談金	融資	寄付金	賛助金	契約	下請	講演会	その他	合計
令和6年度	3	0	0	0	1	2	0	0	5	11
令和5年度	2	0	0	0	0	1	1	1	5	10
令和4年度	2	0	0	2	0	1	0	0	3	8
令和3年度	3	0	1	2	0	2	0	0	3	11
令和2年度	6	0	0	0	0	0	1	0	0	7

(法務省人権擁護局の資料による)

イ 都道府県警察においても、関係機関と連携して、違法行為の取締り等、えせ同和行為の排除対策を推進している。

ウ 経済産業省では、中小企業・小規模事業者等に対して「えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー」を開催するとともに、えせ同和行為対策に関するリーフレットを配布した。

(8) 部落差別（同和問題）をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、部落差別（同和問題）をめぐる人権侵害事案に対し、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、その被害の救済及び予防を図っている。取り分け、結婚差別、差別発言等を人権擁護上見過ごすことができない事象として捉え、行為者や関係者に対して人権尊重の意識を啓発することによって、自発的・自主的に人権侵害の事態を改善、停止、回復させ、あるいは、将来再びそのような事態が発生しないよう注意を喚起している。

また、関係行政機関からの通報等により、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報を認知した場合は、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなどしている。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
部落差別（同和問題）に関する人権侵犯	244 (211)	308 (296)	433 (414)	448 (430)	499 (475)

※（ ）内は、インターネット上の識別情報の摘示事案の件数。

(法務省人権擁護局の資料による)

6 アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、「ユカラ」などの多くの口承文芸等、独自の豊かな文化を持っているが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にある。特に、母語としてアイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつある。

アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現に向けて、アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施していく必要がある。

(1) アイヌの人々に関する総合的な政策の推進

政府は、国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（平成19年9月）や衆参両院の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」（平成20年6月）を受けて内閣官房長官が開催した「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告（平成21年7月）を踏まえ、総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進している。

平成31年4月には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号。以下「アイヌ施策推進法」という。）が成立し、令和元年5月に施行された。政府は、同法に基づき、従来の文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含めた市町村の取組をアイヌ政策推進交付金により支援するとともに、内閣官房長官を本部長とするアイヌ政策推進本部会合を開催するなど、アイヌ政策を総合的かつ効果的に推進している。

令和2年7月には、アイヌ文化の復興・創造等の拠点として、北海道白老郡白老町のポロト湖畔に「民族共生象徴空間」（愛称：ウポポイ）が開業しており、令和6年度は約32万人が来場した。

(2) アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する知識の普及啓発

文化庁や国土交通省等では、アイヌ施策推進法に基づき、公益財団法人アイヌ民族文化財団が行うアイヌ文化の振興等に係る事業に対して助成等を行った。

また、アイヌ語の保存・継承及び学習に資するアーカイブ作成のために、文化庁では、平成27年度から「アイヌ語のアーカイブ作成支援事業」及び「アイヌ語アナログ音声資料のデジタル化事業」を実施している。さらに、アイヌ語を含む我が国の言語・方言の置かれている危機的な状況等を周知して危機的な状況の改善に資するために、「危機的な状況にある言語・方言サミット」を平成27年度から開催している。令和6年度は、東京都八丈島八丈町において、対面式で開催した。

(3) アイヌ関係の文化財の保護等に関する取組

文化庁では、「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)に基づき、アイヌの有形及び無形の民俗文化財について、北海道教育委員会が行う調査事業、伝承・活用等に係る経費への補助を行った。

(4) アイヌの人々に対する偏見・差別の解消に向けた取組

アイヌ施策推進法では、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念が定められている。

法務省の人権擁護機関では、「アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、アイヌの人々に対する国民の理解を促すよう、インターネット広告に加え、アイヌの人々の人権に関する啓発動画「アコロ青春 a=kor アコロ〔アイヌ語で「私たちの」〕」をYouTube法務省チャンネルで配信するなどの各種人権啓発活動を実施している。本啓発動画について、令和5年6月、内閣官房、法務省、国土交通省及び文化庁は、文部科学省を通じ、各都道府県教育委員会等に対し、北海道への遠足・修学旅行等の事前学習教材として活用するよう依頼を行った。また、法務省は、令和7年2月、文部科学省を通じ、各都道府県教育委員会等に対し、修学旅行等でアイヌの人々に関する学習を実施予定の学校等を始め、アイヌの歴史・文化に関心のある学校等において、積極的に人権教室を活用するよう依頼を行った。

さらに、アイヌの人々に関する人権相談について、法務局と北海道との連携体制を構築している。加えて、令和4年5月から人権教育啓発推進センターが実施する「アイヌの方々のための相談事業」について、法務省の人権擁護機関と連携している。



啓発動画
「アコロ青春 a=kor アコロ
〔アイヌ語で「私たちの」〕」



インターネットバナー広告

(5) 学校教育におけるアイヌに関する学習の推進

小学校学習指導要領では、社会科において、歴史学習全体を通して、我が国は長い歴史を持ち伝統や文化を育んできたことを学習することとしており、同解説において、その学習の際には、「現在の北海道などの地域における先住民族であるアイヌの人々には独自の伝統や文化があることに触れるようにする」ことが明記されている。また、中学校学習指導要領では、社会科において、鎖国下の対外関係に関する学習で北方との交易をしていたアイヌについて取り扱う際に、「アイヌの文化についても触れる」ことが明

記されている。

さらに、高等学校学習指導要領では、必修科目である「歴史総合」において、18世紀のアジアの経済と社会を理解する学習で「北方との交易をしていたアイヌについて触れること」や、その際、「アイヌの文化についても触れること」が明記されている。各学校においては、これらの学習指導要領に基づき、アイヌに関する指導が行われている。

(6) 各高等教育機関等におけるアイヌ語等に関する取組への配慮

北海道の大学を中心に、アイヌ語等に関する授業科目が開設されるなど、アイヌ語等に関する教育・研究を行っている。

(7) 生活館における活動の推進

厚生労働省では、地域住民に対し、生活上の各種相談を始め、アイヌの人々に対する理解を深めるための広報・啓発活動等を総合的に実施している生活館の事業に対し支援を行っている。

(8) 農林漁業経営の近代化を通じた理解の増進

歴史的な特殊事情等により、アイヌ住民居住地区における農林漁業は、他の地区に比べて経営規模が零細で生産性が低く、所得及び生活水準に格差が見られる。このため、農林水産省では、アイヌ住民居住地区において、地域住民が一体となって行う農林漁業経営の近代化を支援しており、このような取組を通じて、アイヌ農林漁家に対する理解の増進を図っている。

(9) アイヌの人々の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、アイヌの人々に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
アイヌの人々に対する差別待遇	0	0	1	6	1

（法務省人権擁護局の資料による）

7 外国人

我が国が締約国となっている「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（平成7年条約第26号。以下「人種差別撤廃条約」という。）は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を全ての適当な方法により遅滞なくとること等を主な内容とする。

我が国に入国する外国人は、令和6年には約3,678万人（再入国者を含む。）と前年に比べ約1,095万人増加した。また、我が国に在留する外国人数は約377万人（令和6年末現在）で、過去最高となっている。こうした中、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生している。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的に関心を集めたことから、平成28年6月3日にヘイトスピーチ解消法が施行されたが、今もなお、個人や企業等により差別的言動がなされる事案が報道されるなどしている。

我が国では、外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には無償で受け入れ、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障しており、外国人のこどもが公立学校に就学しやすい環境を整備している。

令和6年5月現在、我が国の公立の小・中・高等学校等に在籍する外国人児童生徒の数は13万8,714人（文部科学省「学校基本統計」、毎年実施）である。

また、令和5年5月現在、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の数は、5万7,718人（同「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」、隔年実施）となっており、令和3年度調査より1万99人（約21.2%）増加している。

さらに、同年に実施した学齢相当の外国人のこどもの就学状況に関する全国的な調査では、約8,600人の外国人のこどもたちが就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にあるという結果が示されている。

(1) 外国人に対する偏見・差別を解消し、国際化時代にふさわしい人権意識の育成を目指した啓発活動

ア 法務省の人権擁護機関では、「外国人の人権を尊重しよう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、外国人の人権に関する理解や関心を深めることを目的とする啓発動画「外国人と人権～違いを認め、共に生きる～」及び「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」や、様々な人権問題を自分の問題として考えることを呼び掛ける啓発動画「『誰か』のこと じゃない。(外国人編)」など外国人を含む全ての人の人権が尊重される社会の実現を訴える啓発動画をYouTube法務省チャンネルで配信したほか、外国人

の人権問題を含めた職場における各種人権問題について解説した啓発冊子を全国の法務局・地方法務局で配布している。



啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」

イ 文部科学省では、平成28年度には、ヘイトスピーチ解消法が施行されたことを踏まえ、外国人の人権尊重に関する実践事例を収集し、その結果を文部科学省ホームページに掲載したほか、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした会議や独立行政法人教職員支援機構が実施する人権教育推進研修等において、ヘイトスピーチ解消法の趣旨等について情報提供するなど、各種機会を通じて周知を図っている。

ウ 厚生労働省では、毎年6月を「外国人雇用啓発月間」とし、労働条件等のルールにのっとり外国人雇用等について、事業主等に対し、周知・啓発を行っている。令和6年度においては、「ともに創ろう、みんなが働きやすい職場～外国人雇用はルールを守って適正に～」を標語に、積極的な周知・啓発活動を行った。

エ 平成30年8月、ジュネーブにおいて、我が国が人種差別撤廃条約に基づき国連に提出した第10回・第11回政府報告に関し、人種差別撤廃委員会による審査が行われ、同審査を受けて令和元年9月に採択された総括所見に対し、我が国は採択後1年以内のフォローアップ情報を回答した。

(2) ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動

ア 法務省の人権擁護機関では、ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動として、これまでの「外国人の人権」をテーマにした啓発に加え、ヘイトスピーチがあってはならないというものの理解を促進するための人権啓発活動や、ヘイトスピーチによる被害等の人権問題に関する相談窓口の周知広報にも積極的に取り組んでいる。

具体的には、内閣府の政府広報提供ラジオ番組への出演、全国20か所の屋外ビジョンにおける啓発動画の放映等に取り組んだ。このほか、ポスター・リーフレットによる啓発やインターネットバナー広告を実施したり、スポーツイベントと連携したりするなどした人権啓発活動を実施した。

また、法務省ホームページ (https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html) において、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動の例を挙げつつ、上記取組や、法務局・地方法務局におけるヘイトスピーチに焦点を当てた人権啓発活動等について紹介するほか、SNSにおいて定期的にコラムを配信するなどの情報発信等を実施

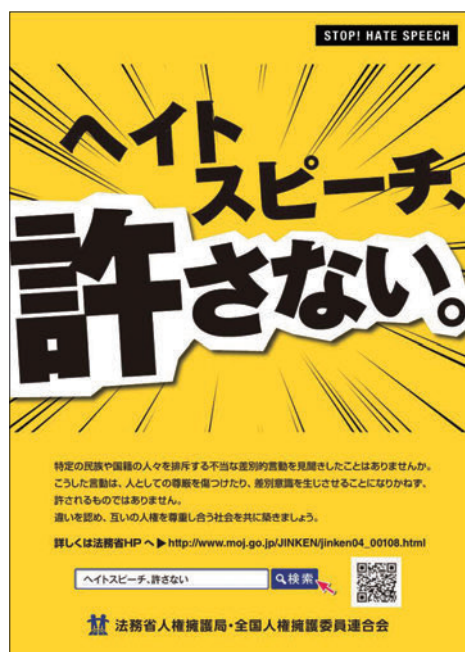
している。

これらのヘイトスピーチに焦点を当てた人権啓発活動等に関しては、こども家庭庁の事業「こども若者★いけんぶらす」を活用して、中高生を対象にヘイトスピーチをテーマとした「いけんひろば」（登録しているこども・若者から意見を聴く場）を実施し、多くの意見やアイデアが寄せられた。そこで、令和6年度は同意見を参考にして、屋外ビジョンにおける啓発動画の放映や、SNSにおける情報発信を実施した。

令和6年2月3日に開催された「共生社会と人権に関するシンポジウム～多様性と包摂性のある社会を目指して～」では、岸田内閣総理大臣（当時）による、外国にルーツを有する人々に対する不当な差別や偏見に断固として立ち向かっていくことを宣言する旨のビデオメッセージを放映した。

さらに、令和6年11月20日に、人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会ヘイトスピーチ対策専門部会を開催し、関係省庁及び地方公共団体との間で、インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた取組等について情報共有を行った。

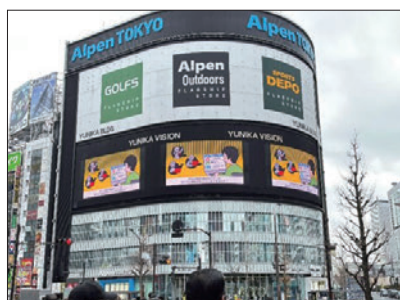
イ 警察では、ヘイトスピーチ解消法の施行を踏まえ、警察職員に対する教養を推進するとともに、他機関から各種広報啓発活動等への協力依頼があった場合にはこれに積極的に対応するなどにより、不当な差別的言動の解消に向けた取組に寄与することとしている。



ポスター「ヘイトスピーチ、許さない。」



啓発動画
「ヘイトスピーチ、許さない。
(インターネット編)」



屋外ビジョンにおける
啓発動画放映の様子（東京都新宿区）

(3) 学校等における国際理解教育及び外国人のこどもの教育の推進

国際社会においては、こどもたちが広い視野を持って異文化を理解し、習慣や文化の異なる人々と共に生きていくための資質・能力を育成することが重要である。こうした観点から、現在、各学校において、各教科等を通じて国際理解教育が行われている。

文部科学省では、毎年、全国の都道府県・指定都市教育委員会担当者を集めた連絡協議会を開催しており、教育を取り巻く現状を知るとともに、取組の進んだ学校の実践事例を共有するなど、国際理解教育及び外国人のこどもの教育の推進に努めている。

また、外国人児童生徒等教育の充実に関しては、平成31年4月に中央教育審議会に対し、新しい時代の初等中等教育の在り方について諮問が行われ、増加する外国人児童生徒等への教育の在り方についても検討し、令和3年1月26日に「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」が取りまとめられた。さらに、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）に基づき、外国人のこどもの就学促進等について地方公共団体が講ずべき事項を取りまとめた「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を策定し、同年7月に地方公共団体に通知した。これらの取組に加え、以下の施策を進めている。

- ① 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施の推進（「学校教育法施行規則」（昭和22年文部省令第11号）の一部改正（義務教育段階：平成26年1月14日公布、同年4月1日施行。高等学校段階：令和4年3月31日公布、令和5年4月1日施行））
- ② 平成29年3月の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（昭和33年法律第116号）の改正により、外国人児童生徒等教育の充実のための教員定数の基礎定数化が図られ、平成29年度から令和8年度までの10年間で計画的に実施
- ③ 各地方公共団体が行う地域人材との連携による、公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に係る取組等を支援する事業の実施
- ④ 就学に課題を抱える外国人のこどもを対象とした、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する地方公共団体を補助する事業の実施
- ⑤ 独立行政法人教職員支援機構において、外国人児童生徒等教育に関する指導者養成研修の実施
- ⑥ 学校において児童生徒の日本語能力を把握し、その後の指導方針を検討する際の参考となる「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント～DLA～」の普及
- ⑦ 教育委員会等が外国人児童生徒等教育に関する研修会を計画する際の参考となる「外国人児童生徒教育研修マニュアル」の普及
- ⑧ 学校や教育委員会等が、外国人児童生徒の受入れ体制の整備を図る際の実施事項を指針として取りまとめた「外国人児童生徒受入れの手引（改訂版）」の普及
- ⑨ 外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図るため、大学・教育委員会等の研修等で活用できる「モデルプログラム」の開発・普及
- ⑩ 大学・教育委員会が行う外国人児童生徒等教育に関するアドバイスや教員研修の充実のため「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣の実施
- ⑪ 外国人児童生徒等の指導を担う教師が必要な知識を得られるような研修用動画コン

テンツ及び来日・帰国したばかりの外国人児童生徒等や保護者が日本での学校生活等について理解を深められるような多言語による動画コンテンツの作成

- ⑫ 高等学校における指導体制づくり・日本語指導のカリキュラム作成のための指導資料の普及
- ⑬ 日本語能力評価方法の改善及び児童生徒の実態把握のためのネットワーク構築に向けた調査研究事業の実施

(4) 外国人材の受入れと共生のための取組

平成29年11月1日に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号）では、技能実習計画の認定制、監理団体の許可制を導入し、技能実習生の意思に反して技能実習を強制するなどの人権侵害行為についての禁止規定や技能実習生による申告に関する規定を設けた上で、違反に対する所要の罰則も規定している。また、同法に基づき設立した外国人技能実習機構では、母国語相談窓口を設け、人権侵害に関する相談を含む技能実習生からの各種相談に対応するなどして、技能実習生の保護に努めている。

さらに、平成31年4月1日には、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってまなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設している。

特定技能制度においても、外国人に対する人権侵害の防止が重視されており、出入国在留管理庁では、申請及び届出に係る厳格な審査・調査や受入れ機関及び登録支援機関に対する必要な指導・助言など新たな制度を適切に運用することにより、日本人と同等額以上の報酬の確保や差別的な待遇の排除に取り組むとともに、特定技能1号の外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援が着実に実施されるよう努めている。

技能実習制度及び特定技能制度については、令和6年6月14日、第213回国会において「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）」及び「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第60号）」（以下これらを総称して「改正入管法等」という。）が成立し、同月21日に公布された。

この改正入管法等により国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設された。

育成就労制度では、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るため、監理支援事業を行う監理支援機関の許可基準を厳格に定め、外国人技能実習機構を改組し、外国人育成就労機構を設けるほか、やむを得ない事情がある場合のほかにも、一定の要件を満たす場合には、技能実習制度においては認められていなかった本人意向の転籍を

認めることとするなどの措置を講じている。また、特定技能制度の適正化については、1号特定技能外国人支援の実施の委託を登録支援機関のみが行うことができることとするなどの措置を講じている。

直近の取組としては、基本方針案等を定めるために有識者から意見を聴取することを目的として令和6年12月17日に関係閣僚会議の下「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」が設置され、学者や労使団体、弁護士等の有識者による議論を経た上で、令和7年3月11日に「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針について」が閣議決定されるなど、改正入管法等の施行（公布の日から3年以内で政令で定める日）に向け、着実に準備を進めている。

また、外国人の受入に当たっては、外国人を社会の一員として受け入れ、その生活環境を整備していくことが重要であるため、平成30年12月25日に関係閣僚会議において決定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）に基づき、在留外国人への情報提供・相談対応を多言語で行う一元的相談窓口を設置・運営する地方公共団体に対して外国人受入環境整備交付金による支援を行っているほか、関連施策を積極的に推進してきた（令和元年以降毎年改訂）。

さらに、令和4年6月14日、関係閣僚会議において、目指すべき外国人との共生社会の三つのビジョン、中長期的に取り組むべき課題としての四つの重点事項及び具体的施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）を決定するとともに、ロードマップを踏まえ、総合的対応策の改訂を行った。この改訂では、ロードマップの施策について単年度に実施すべき施策を示すとともに、必ずしも中長期的に取り組むべき施策でないためにロードマップには記載されていないものの、共生施策の実現のために政府において取り組むべき施策を示している。今後は、ロードマップ及び総合的対応策に基づき、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととした。

直近では、令和6年6月21日に開催された関係閣僚会議においてロードマップ（令和6年度一部変更）を決定し、新規施策の追加のほか、有識者の意見等を踏まえた工程表の見直し等を行った。併せて、受け入れた外国人に対する受入環境を更に充実させる観点とともに、ロードマップ（令和6年度一部変更）を踏まえ、総合的対応策（令和6年度改訂）を決定した。

これらのほか、ロードマップにおいて示されている「共生社会の実現に向けた意識醸成」に関する取組として、毎年1月を「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」と定め、全国の小中高校等において、出前講座を実施し、共



ポスター
「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」

生施策ややさしい日本語に関する授業を実施したほか、会場参加型イベントである「オール・トゥギャザー・フェスティバル」を令和7年1月19日に開催するなど、各種広報・啓発活動を重点的に実施した。

(5) ウクライナ避難民に関する取組

令和4年（2022年）2月24日のロシア軍によるウクライナ侵略を受け、ウクライナから近隣国等への多数の避難民が発生した。政府では、内閣官房長官を長とする「ウクライナ避難民対策連絡調整会議」を司令塔として、政府一体となってウクライナ避難民の円滑な受入れと生活支援等を行っている。

出入国在留管理庁では、これまでウクライナ避難民の方々に対し、生活費支援等を行ってきたところ、ウクライナ避難民のような紛争避難民等の真に保護すべき方々をより確実に保護していくために、補完的保護対象者の認定制度を創設し、補完的保護対象者に対する支援の中でウクライナ避難民に対する支援を行っている。制度開始後は、補完的保護対象者として認定された方に対し、日本語教育や生活ガイダンスを受講できる「定住支援プログラム」を提供するなど、我が国での自立に向けた支援を行っている。

厚生労働省では、令和4年4月から、医療機関向けの遠隔医療通訳サービスの中で、ウクライナ語については無料で利用できるよう支援を開始し、令和6年度も引き続き支援を実施したほか、令和4年6月には、医療機関向けにウクライナ語での説明資料を公開した。また、同年4月に、ウクライナ避難民の方々に向けて、出入国在留管理庁から子育て支援サービスとして、一時預かり事業、保育所、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、幼稚園、児童手当を掲載したチラシを送付し案内したことを踏まえ、地方公共団体に対し、ウクライナ避難民の方々から子育て支援に関する相談を受けた場合の積極的な支援を依頼した。さらに、全国のハローワークにおいて、ウクライナ避難民への就労支援を実施しており、ウクライナ語によりハローワークを周知したり、外国人雇用サービスセンター（東京、名古屋、大阪、福岡）にウクライナ語通訳を配置したりするなどして、就労支援に取り組んでいる。

文部科学省では、ウクライナ避難民のこどもの教育機会の確保や日本語教育の体制の整備、ウクライナ避難民への支援に関する一元的な問合せ窓口の設置等に取り組んでいる。

(6) 外国人の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、外国人であることを理由とした差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

日本語を自由に話すことの困難な外国人等からの人権相談については、全国の法務局・地方法務局において、「外国人のための人権相談所」を設け、約80の言語による人権相

談に対応している。

また、「外国語人権相談ダイヤル」(ナビダイヤル:0570-090911(全国共通))を設置し、英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語の10言語による人権相談に応じている。

さらに、「外国語インターネット人権相談受付窓口」(<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01>)を開設しており、上記と同様の10言語による人権相談を受け付けている。

人権侵犯事件数(開始件数)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
外国人に対する差別待遇	60	59	47	83	98

(法務省人権擁護局の資料による)

Foreign-language Human Rights Hotline.
外国語人権相談ダイヤル

English
Don't struggle alone. Please call the "Foreign-language Human Rights Hotline."

中文
请不要一个人自我烦恼。可以拨打“外语人权咨询热线电话”。

한국어
혼자서 고민하지 마시고 “외국어 인권 상담 다이얼”로 전화해 주세요.

Filipino
Mangyaring tumawag sa "Hotline Para sa Karapatang Pantao ng mga Dayuhan" nang hindi mag-isa na nag-salala.

Português
Não guarde suas preocupações. Ligue para o centro de consulta sobre direitos humanos em idiomas estrangeiros.

Tiếng Việt
Khi gặp rắc rối thì đừng chịu một mình mà hãy liên lạc đến số điện thoại của "Trung tâm tư vấn nhân quyền dành cho người nước ngoài."

नेपाली
एकले चिन्तामा नबस्नो, सिदैँसो अर्थात मानव अधिकार परामर्श कक्षमा मा कल गर्नुहोस्।

Español
No sufra en soledad, llame al "Centro de contacto para consultas sobre derechos humanos en idiomas extranjeros".

Bahasa Indonesia
Jangan khawatir sendirian, silahkan hubungi "Nomor Panggilan Konsultasi Hak Asasi Manusia dalam Bahasa Asing".

ภาษาไทย
ท่านไม่ต้องกังวลคนเดียว โปรดติดต่อศูนย์บริการด้านสิทธิมนุษยชนในภาษาต่างประเทศ

0570-090911

受付時間(Service Hours) 平日(Weekdays) 9:00~17:00
Call rates will be charged.
※電話料金ががかかります。

法務省人権擁護局 ● Human Rights Bureau, Ministry of Justice

ポスター「外国語人権相談ダイヤル」

8 感染症

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）や肝炎ウイルス等の感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況にある。これらの感染症の感染者や患者、その家族等が、周囲の人々の誤った知識や偏見等により、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害を受けるなどの人権問題が発生している。

このような感染症をめぐる偏見や差別の解消のため、取組を推進していく必要がある。

(1) エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための教育・啓発活動

ア 厚生労働省では、エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別の解消及びエイズのまん延防止のため、12月1日の「世界エイズデー」のキャンペーンイベントとして、令和6年11月29日に、「RED RIBBON LIVE 2024」を開催し、著名人等による音楽・トークライブイベントを行った。また、エイズに関する電話相談事業を実施するなど、HIV・エイズに関する正しい知識の普及啓発活動に努めている。

さらに、HIV・エイズの正しい知識の普及啓発を目的として「『世界エイズデー』ポスターコンクール」を実施し、小・中学生の部43点、高校生の部211点、一般の部82点の応募があった。最優秀作品は世界エイズデーキャンペーンポスターのデザインに採用し、全国各地で掲示することにより、HIV・エイズについて理解を深めてもらう良い機会となっている。



ポスター
「令和6年度『世界エイズデー』」

イ 文部科学省では、学習指導要領に基づき、学校において、エイズについて正しく理解できるよう指導するとともに、エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別をなくす内容を含む教材の周知を行った。

ウ 法務省の人権擁護機関では、「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

(2) 肝炎ウイルス感染者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための教育・啓発活動

肝炎は、肝臓の細胞が傷つけられ、その働きが損なわれる病気で、患者の多くはB型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスに起因するものである。

B型、C型肝炎ウイルスは、主に血液や体液を介して感染する。肝炎ウイルスの感染を予防するためには、血液や体液が付いた器具を共用しないこと、血液や体液が傷・粘膜に直接触れるのを防ぐことが重要であり、このほか、普段の生活の中では、B型肝炎やC型肝炎に感染することはない。しかし、これらのことが十分に理解されていない結

果として、偏見や差別に苦しんでいる肝炎ウイルスの感染者や患者も少なくない。

感染者や患者に対する偏見や差別を解消するためには、幅広い世代を対象に、肝炎についての正しい知識を普及し、また、肝炎患者等の人権を尊重するためにはどのように振る舞うべきかを考え、学ぶことが重要である。

ア 厚生労働省では、7月28日を「日本肝炎デー」と定め、この日を中心に国や地方公共団体等で様々な普及啓発活動を行っており、国の「知って、肝炎プロジェクト」では、令和6年7月23日に普及啓発イベント「知って、肝炎プロジェクト健康デー 2024」を開催した。同プロジェクトにおいては、著名人による都道府県知事への訪問等による普及啓発活動や、患者の経験を踏まえた肝炎への正しい理解を促す広報を行っている。

このほか、調査研究事業において、肝炎患者等からの相談事例の分析を行うとともに、肝炎患者等の置かれた状況について考えるシンポジウムの開催や、感染症患者に対する偏見差別・人権をテーマとした模擬授業を行い、調査研究の成果普及に努めている。

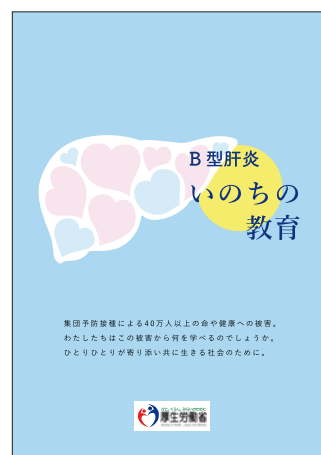
また、青少年が肝炎に関する正しい知識を学ぶことにより、肝炎ウイルスの感染を予防するとともに、集団予防接種によるB型肝炎ウイルスの感染拡大の経緯・歴史等を学び、肝炎ウイルス感染者・患者の方々に対する偏見・差別をなくすことを目的として、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の協力を得て、副読本「B型肝炎 いのちの教育」を作成し、令和2年度から全国の中学3年生の教員向けに配布を行っている。あわせて、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団が本副読本を用いて実施している「患者講義（集団予防接種によりB型肝炎に感染した患者等を講師として派遣し被害者の声を伝える活動）」について、全国の中学校に周知している。

イ 文部科学省では、感染者や患者に対する偏見や差別をなくすこと等を目的として厚生労働省が作成・配布する副読本「B型肝炎 いのちの教育」の活用について、各都道府県教育委員会等へ周知を行った。

ウ 法務省の人権擁護機関では、「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。



知って、肝炎プロジェクト
健康デー 2024



副読本「B型肝炎 いのちの教育」

(3) 新型インフルエンザ等の感染者等に対する偏見・差別等の人権問題に関する取組

近年、新興感染症は国際的な脅威となっているが、取り分け、新型コロナウイルス感染症（Covid-19。以下「新型コロナ」という。）に関連しては、感染者や医療従事者等への偏見・差別を始めとする様々な人権問題が発生した。このような状況を踏まえ、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）が令和3年2月に改正され、新型インフルエンザ等の患者等（「患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者」）に対する差別的取扱いの防止に係る国及び地方公共団体の責務を定める規定が設けられたほか、同法に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」について、令和6年7月、新型コロナへの対応の経験やその課題を踏まえた抜本的な見直しを行い、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要であるとされ、こうした社会を目指すに当たり、基本的人権の尊重が一つの目標として掲げられた。

また、同計画に係る目標を実現するための各分野の取組においては、感染症対策について国民等が適切に判断・行動できるよう、発生前における国民等への情報提供・共有に関する取組として、「偏見・差別等に関する啓発」等を掲げている。

ア 内閣官房では、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発するため、リーフレットを作成し、内閣官房内閣感染症危機管理統括庁ホームページ（<https://www.caicm.go.jp/houdou/documents/index.html>）上で公表しているほか、各都道府県等への周知を行った。



リーフレット「感染症に関する偏見や差別をなくしましょう」

イ 厚生労働省では、感染症は、誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等がないよう、発出や掲出をする情報、啓発ツールの表現に配慮した上で、広報活動を行っている。

ウ 法務省の人権擁護機関では、啓発動画「『誰か』のこと じゃない。(感染症編)」をYouTube法務省チャンネルで配信するなどの各種人権啓発活動を実施している。



啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」

エ 文部科学省では、学習指導要領に基づき、学校において、感染症について正しく理解するよう指導するとともに、感染症の内容を含む教材の周知を行った。

(4) 感染症をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、HIV感染者や肝炎ウイルス感染者等に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
疾病患者（ハンセン病患者等を除く。）に対する差別待遇	44	68	49	24	11

（法務省人権擁護局の資料による）

9 ハンセン病患者・元患者やその家族

ハンセン病は、らい菌による感染症であるが、らい菌の病原性は弱く、仮に感染しても発病する可能性は極めて低い上、現在では有効な治療薬が存在し、早期の治療により障害を残すことなく治る病気である。

しかし、かつて我が国においては、全ての患者に療養所への入所を強制する強制隔離政策が採られ、平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで継続した。こうした長期にわたる強制隔離政策と、患者の隔離を徹底するために国主導の下各都道府県においてなされた「無らい県運動」という患者を見付け出し療養所に送り込む施策が行われたことにより、ハンセン病が恐ろしい感染症であるという誤った認識が広く国民に浸透し、ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見・差別が作出・助長された。

平成13年5月の「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」の熊本地方裁判所判決以後も、政府は、ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発等に継続的に取り組んできた。しかし、偏見や差別の根絶には至らず、令和元年7月、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」の熊本地方裁判所判決を受けて公表した内閣総理大臣談話（以下「令和元年総理談話」という。）においては、我が国でかつてとられた強制隔離政策の下で、患者・元患者のみならず、その家族に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在し、患者・元患者とその家族が苦痛と苦難を強いられてきたことに対し、政府としての深い反省とおわびが示されるとともに、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずること、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組むことが示された。

これを受けて、政府では、原告団等との「ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた協議」を開催するなどして、ハンセン病患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組んでいる。

(1) ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための教育・啓発活動

ア 厚生労働省では、令和2年12月に、ハンセン病患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化等に向けて検討を進めるため、法務省及び文部科学省と共に、原告団等との「ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた協議（第3回）」を開催した。この協議において、ハンセン病に対する偏見差別の現状とこれをもたらした要因の分析・解明、国のこれまでの啓発活動の特徴と問題点の分析、偏見差別の解消のために必要な広報活動や人権教育、差別事案への対処の在り方についての提言等を行うことを目的とした「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」を設置することが決定され、令和3年度から同検討会において議論が進められ、令和5年3月に報告書が取りまとめられ、同年5月の

「ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた協議（第4回）」において提出された。この報告書を受け、元患者やその家族との新たな協議の場を設けるとともに、法務省、文部科学省と連携しながら、ハンセン病に対する偏見・差別の解消に向けた対策の具体的な検討を行っている。

また、厚生労働省では、ハンセン病問題に対する正しい知識の普及のため、様々な普及啓発活動を行っている。平成21年度から、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」（平成13年法律第63号）の施行日である6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定め、追悼、慰霊及び名誉回復の行事を実施している。令和6年度においては、6月20日に開催し、武見厚生労働大臣、村井内閣官房副長官、新谷衆議院厚生労働委員長、尾辻参議院議長、小泉法務大臣、盛山文部科学大臣等が出席し実施した。

さらに、令和7年2月11日に、法務省、文部科学省等と連携し、ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発を目的とした「第24回ハンセン病問題に関するシンポジウム」を現地開催（クローバープラザ（福岡県春日市））とライブ配信によるハイブリッド開催をし、高校生によるハンセン病回復者及びその家族の聞き書きや大学生による発表「聞き書きのその後」、ハンセン病家族訴訟原告団団長林力氏による講演「林力さん、100歳。その人生の証言をもとに、ハンセン病問題を振り返ります。」等を行った。

このほか、平成14年度から、ハンセン病問題を正しく理解するための中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」及び指導者向け教本を作成し、全国の中学校、教育委員会等に配布している。



「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」式典



らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の碑



パンフレット

「ハンセン病の向こう側」

イ 文部科学省では、例年、厚生労働省が作成・配布する中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」及び指導者向け教本の活用について、各都道府県教育委員会等へ周知しているところ、令和5年度に引き続き、令和6年度も、関係省庁間の連携の下で一体的に施策を進めるため、法務省、文部科学省及び厚生労働省の3省連名で、

ハンセン病問題に関する教育の更なる推進を目的とした通知を令和6年10月1日付けで発出した。同通知では、厚生労働省作成のパンフレットや法務省作成の人権啓発動画、冊子等の資料の活用・促進、国立ハンセン病資料館の講師派遣等について周知徹底を行っている。また、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした会議や独立行政法人教職員支援機構が実施する人権教育推進研修等において、人権教育担当指導主事や教員等に対し、ハンセン病問題に関する教育を推進するための情報提供を行うとともに、当該地域や学校において専門的知見を活用して組織的な取組等を推進する人材の育成を行っている。さらに、令和3年12月に配信を開始した、独立行政法人教職員支援機構が提供する校内研修用の動画コンテンツの一環としてのハンセン病問題に係る講義動画について、引き続き、周知を図った。この動画は学校でハンセン病問題に係る教育に真摯に取り組んでこられた校長先生による講義を収録しており、学校等での校内研修等への活用を促進している。

加えて、社会教育において中核的な役割を担う社会教育主事の資格付与のための講習や現職を対象にした研修において人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質向上を図るとともに、国公立大学の教務担当者等が出席する会議等において、人権教育に関する取組を促している。このほか、令和元年10月に文部科学省内に設置した「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」では、ハンセン病の元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するため、有識者ヒアリングを含む会議と関係施設の視察等を行い検討を進め、令和3年9月に議論を踏まえた当面の取組をまとめた。



ハンセン病家族
国家賠償請求訴訟を踏まえた
人権教育推進検討チーム
(文部科学省ホームページ)

ウ 法務省の人権擁護機関では、「ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施しており、令和元年総理談話を受けて、ハンセン病患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権啓発活動の強化に取り組んでいる。

また、令和6年7月27日に、厚生労働省及び文部科学省と連携し、「次世代とともに考えるハンセン病問題人権シンポジウム～ハンセン病問題から学ぶべきこと～」を会場開催とオンライン配信のハイブリッド方式で開催した。

さらに、当事者の声をより多くの方々に届けることを目的として作成した啓発動画「～ハンセン病と家族の物語～夢でしか帰れなかった故郷」を周知するためのインターネットバナー広告及び動画広告を実施した。



次世代とともに考える
ハンセン病問題人権シンポジウム
～ハンセン病問題から学ぶべきこと～



啓発動画
「～ハンセン病と家族の物語～
夢でしか帰れなかった故郷」



(2) 国連における取組

我が国は、ハンセン病患者・元患者とその家族等に対する偏見・差別の解消に向けて、国際社会において主導的な役割を果たしてきている。具体的には、平成20年、平成21年、平成22年、平成27年、平成29年及び令和2年の国連人権理事会において、また、平成22年の国連総会において、ハンセン病に関する誤った認識や誤解に基づく偏見・差別をなくすための決議（ハンセン病差別撤廃決議）案を主提案国として提出し、いずれも無投票で採択された。これら決議のフォローアップとして、令和5年7月、我が国は主提案国として、国連人権理事会にブラジル、エクアドル、エチオピア、フィジー、インド、キルギス、モロッコ及びポルトガルとハンセン病差別撤廃決議案を共同提出し、無投票で採択された。同決議においては、共同提案国は68か国に達した。この決議は、全世界におけるハンセン病患者・回復者及びその家族による人権の享受を実現し、平等な社会参加を妨げる患者等への差別や偏見を撤廃することを目的に、人権理事会として、ハンセン病差別撤廃に関する特別報告者の任期を3年間延長することを主な内容としている。

(3) ハンセン病患者・元患者やその家族の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、ハンセン病患者等に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
ハンセン病患者等 に対する差別待遇	0	1	0	1	0

（法務省人権擁護局の資料による）

10 刑を終えて出所した人やその家族

刑を終えて出所した人等やその家族に対する偏見・差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にある。刑を終えて出所した人等が、地域社会に包摂され、その一員として安定した社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族はもとより、職場、地域社会の理解と協力が必要である。

政府においては、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）に基づく「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月17日閣議決定）等により、刑を終えて出所した人等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、広報・啓発活動を始めとする再犯の防止等のための様々な施策を推進している。

(1) 犯罪をした人や非行のある少年の改善更生への理解・協力を促進するための取組

法務省では、再犯防止啓発月間及び“社会を明るくする運動”強調月間である7月を中心に、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人の改善更生、再犯の防止等について、広く国民の関心と理解を深めるための広報・啓発活動を展開している。

令和6年度は、再犯防止啓発月間において、「蝶野正洋が高知東生に聞く！『薬物依存の再犯防止』」と題した再犯防止に関する広報・啓発動画をYouTube法務省チャンネルで配信した。同動画は、プロレスラーの蝶野正洋氏が、薬物依存症に関する啓発活動に取り組まれている俳優の高知東生氏にインタビューを行う内容となっており、同動画の配信を通じて、犯罪や非行からの立ち直りには、その背景にある問題へのアプローチが重要であり、周囲の方の理解や支援が大切であることを発信した。

“社会を明るくする運動”においては、刑を終えて出所した人等に対する偏見・差別をなくし、全ての国民が安心して暮らせる幸福な社会を実現するために、「幸福の黄色い羽根」を運動のシンボルとして掲げ、広報啓発イベント、ミニ集会、住民集会、講演会、弁論大会、作文コンテスト等の啓発活動を全国各地で行っている。

令和6年度も、XやインスタグラムといったSNSを活用するとともに、芸能事務所と連携したイベントの開催や各種動画の作成等、幅広い層に向けた広報活動を積極的に展開した。また、令和6年7月5日には、法務省において、第74回“社会を明るくする運動”強調月間のキックオフイベントを行った。

以上のような取組を通じて、犯罪や非行をした人の立ち直り支援に関する国民の理解・協力を促進し、犯罪や非行のない明るい社会を築くため、様々な機関・団体と広く連携しながら、地域に根ざした国民運動として一層の推進を図っている。



再犯防止に関する広報・啓発動画



第74回“社会を明るくする運動”ポスター



第74回“社会を明るくする運動”
強調月間キックオフイベント

(2) 刑を終えて出所した人等に対する偏見・差別の解消を目指した啓発活動等

法務省の人権擁護機関では、「刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、刑を終えた人に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
刑を終えた人に対する差別待遇	5	4	4	2	7

（法務省人権擁護局の資料による）

11 犯罪被害者やその家族

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されている。

こうした犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」（平成16年法律第161号）が成立した。同法に基づき、令和3年3月に閣議決定された「第4次犯罪被害者等基本計画」では、「4つの基本方針」（注1）の下、「5つの重点課題」（注2）について279の具体的施策が掲げられ、関係府省庁において同基本計画に基づく施策が進められている。

（注1）「4つの基本方針」①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること、②個々の事情に応じて適切に行われること、③途切れることなく行われること、④国民の総意を形成しながら展開されること

（注2）「5つの重点課題」①損害回復・経済的支援等への取組、②精神的・身体的被害の回復・防止への取組、③刑事手続への関与拡充への取組、④支援等のための体制整備への取組、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

(1) 犯罪被害者等の人権に関する啓発・広報

ア 法務省では、犯罪被害者等の保護・支援のための制度を広く国民に紹介し、その周知を図るために「犯罪被害者の方々へ」と題するパンフレットを作成し、全国の検察庁等において犯罪被害者等に配布するとともに、同パンフレットを法務省及び検察庁ホームページに掲載し、情報提供を行っている。

また、刑事裁判・少年審判終了後の更生保護における犯罪被害者等のための制度について、リーフレットを配布するなどの広報を実施しているほか、同制度を利用した犯罪被害者等の体験談等を法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo08_00011.html）に掲載するなどして、同制度の広報や関係機関・団体等に対する周知に努めている。

さらに、法務省の人権擁護機関では、「犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。



パンフレット
「犯罪被害者の方々へ」

イ 警察庁では、関係府省庁の協力を得て、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として設定し、犯罪被害者等に関する国民の理解を深めるための啓発事業を集中的に実施しており、令和6年度の犯罪被害者週間に際しては、中央イベントを東京で開催し、犯罪被害者遺族による講演やパネルディスカッション等を行った。都道府県、政令指定都市等における犯罪被害者週間関連行事については、全国の開催情

報を集約した上で、警察庁ホームページ「犯罪被害者等施策」(<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/index.html>)等を活用し、全国的に取組がされていることを広報した。

また、犯罪被害者週間に合わせて、内閣総理大臣から国民に向け、犯罪被害者等支援への理解と協力を呼び掛けるビデオメッセージが配信された。

さらに、警察における犯罪被害者等支援の広報・啓発として、パンフレット「警察による犯罪被害者支援」、「犯罪被害給付制度のご案内」等の作成・配布を行うとともに、毎年11月の警察庁広報重点として「犯罪被害者等支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底」を設定している。

都道府県警察では、教育委員会等の関係機関と連携し、犯罪被害者本人や遺族が直接語り掛ける「命の大切さを学ぶ教室」を実施するとともに、中学生・高校生の参加による、命の大切さや犯罪被害者等支援をテーマとする作文コンクールを実施したほか、大学生を対象にした犯罪被害者等支援に関する講義を行うなど、広報・啓発を実施した。

このほか、犯罪被害者等への支援活動を行う公益社団法人全国被害者支援ネットワークに加盟している民間被害者支援団体等の関係機関・団体との連携を図りながら、犯罪被害者等支援に関する広報・啓発等の活動を行っている。

(2) 犯罪被害者等に対し支援を行う者等に対する教育訓練

ア 検察職員

検察職員に対しては、犯罪被害者等の保護・支援を目的とした諸制度について、各種研修や日常業務における上司による指導等を通じて周知し、適正に運用するよう努めている。

イ 警察職員

警察では、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援、対応を行うためには、職員に対する教育が極めて重要との認識の下、警察職員に対し、犯罪被害者等支援の意義や各種施策の概要、犯罪被害者等の心情への配慮や具体的な対応の在り方等を理解させるための教育を積極的に実施している。

ウ 保護観察官

保護観察官を対象にした各種研修において、犯罪被害者等に対して適切な対応を行うことができるようにする観点から、また、保護観察対象者に対して、犯罪被害者等の心情やその置かれている状況について十分理解させ、しよく罪意識のかん養を図る観点から、犯罪被害者等が置かれている状況や刑事政策における被害者支援の必要性等をテーマとして、犯罪被害当事者や民間の犯罪被害者支援団体の関係者等による講義を実施している。

エ 民間の犯罪被害者支援団体のボランティア等

警察では、民間の犯罪被害者支援団体の一員として犯罪被害者等支援を行うボラン

ティア等に対して、警察職員を講師として派遣するほか、被害者支援教育用DVDの活用等により、一層効果的な教育訓練を行うよう努めている。

(3) 犯罪被害者等の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
犯罪被害者等に関する人権侵犯	4	0	2	1	6

（法務省人権擁護局の資料による）

12 インターネット上の人権侵害

インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、人権に関わる様々な問題が発生している。近時、インターネット上の誹謗中傷が社会問題化していることを契機として、誹謗中傷に対する非難が高まるとともに、これを抑止すべきとの国民の意識が高まっていることに鑑み、侮辱罪について、厳正に対処すべき犯罪であるとの法的評価を示し、これを抑止するため、令和4年6月に成立した「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）では、侮辱罪の法定刑の引上げが行われた（同年7月7日施行）。引き続き、一般のインターネット利用者等に対して、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していくことが必要である。

(1) 個人のプライバシーや名誉に関する正しい知識を深めるための啓発活動

ア 法務省の人権擁護機関では、「インターネット上の人権侵害をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

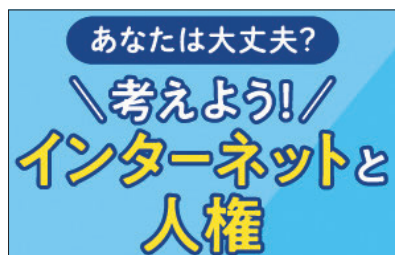
特に、青少年を中心に深刻化するインターネットによる人権侵害への取組として、全国の法務局・地方法務局において、中学生等を対象として、携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室を実施している。

令和6年度には、中学生・高校生やその保護者等を対象とした啓発動画「あなたは大丈夫？

考えよう！インターネットと人権」や啓発動画「なくそう！インターネット上の人権侵害」を作成するとともに、啓発冊子「あなたは、大丈夫？考えよう！インターネットと人権〈四訂版〉」の配布のほか、SNS・掲示板等のインターネット上で発生している誹謗中傷等の根絶を呼び掛ける啓発動画「インターネットはヒトを傷つけるモノじゃない。」（全4編）や様々な人権問題を自分の問題として考えることを呼び掛ける啓発動画「『誰か』のことじゃない。（インターネット編）」等のYouTube法務省チャンネルでの配信に加えて、インターネット広告を実施した。



啓発冊子
「あなたは、大丈夫？考えよう！
インターネットと人権〈四訂版〉」



啓発動画
「あなたは大丈夫？考えよう！
インターネットと人権」



啓発動画
「なくそう！インターネット上の人権侵害」



啓発動画「インターネットはヒトを傷つけるモノじゃない。」

イ 警察では、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（平成26年法律第126号）に基づく取締りを推進した。令和5年中の私事性的画像に関する相談等の中で、同法違反により62件を検挙し、そのうち57件は、電子メールやSNS等のインターネットを利用したものであった。

また、私事性的画像記録等に係る事案の現状・対策、早期相談の重要性、削除申出方法等、被害防止のための広報啓発活動を推進しており、例えば、警察庁では、ホームページ上に「リベンジポルノ等の被害に遭わないために」と題して、具体的な被害防止対策を掲載している。

ウ 総務省では、こどもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での啓発講座である「e-ネットキャラバン」の実施や、インターネットに係る最新のトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」の作成・公表を行っている。

また、後記「違法・有害情報相談センター」によるセミナーを通じて、安易な個人情報への投稿等によるプライバシー侵害・名誉毀損等に関する注意喚起を図っている。

エ こども家庭庁を始めとする関係省庁では、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・進級の時期に特に重点を置き、地方公共団体、関係団体、関係事業者等と連携し、毎年、2月から5月までにかけて、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を展開している。

(2) インターネットをめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

ア 総務省では、令和2年9月に、インターネット上の誹謗中傷に対して早急に対応していくべき取組を具体化するため、「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」を公表し、各府省や産学民のステークホルダーと連携して取組を推進している。

また、総務省では、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（平成13年法律第137号。以下「情報流通プラットフォーム対処法」という。）の適切な運用の支援に努めており、令和3年4月には発信者情報の開示の簡易・迅速化のため、同法の改正を行い、新たな裁判手続を創設した。同改正法は令和4年10月に施行された。

さらに、令和6年5月にも改正を行い、大規模プラットフォーム事業者に対し、対応の迅速化や運用状況の透明化に係る措置を義務付けることとなった。同改正法は、令和7年4月1日に施行されている。

加えて、総務省では、通信関連事業者団体等民間での自主的な取組、「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」、「プロバイダ責任制限法関連ガイドライン」（令和7年5月から「情報流通プラットフォーム対処法関連ガイドライン」に名称を変更している。）等の策定や改訂を随時支援している。

このほか、平成21年8月から、インターネット上の違法・有害情報に対して適切な対応を促進するため、インターネット上の違法・有害情報に関する相談を受け付ける「違法・有害情報相談センター」を設置しているほか、ヘイトスピーチや部落差別情報といったインターネット上の人権侵害情報に係る書き込みへの円滑な対応を可能とするため、平成30年10月から、法務省と共に、通信関連事業者等との意見交換の場（実務者検討会）を開催するなどの取組を進めている。

イ 法務省の人権擁護機関では、インターネット上の人権侵害情報（私事性的画像記録によるものを含む。）について相談を受けた場合には、相談者の意向に応じて、相談者自身が行うプロバイダへの発信者情報開示請求や当該情報の削除依頼の方法を助言するほか、調査の結果、当該情報が名誉毀損やプライバシー侵害等に該当すると認められるときは、「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」（令和7年5月から「情報流通プラットフォーム対処法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」に名称を変更している。）における法務省の人権擁護機関による削除要請に関する記述をも踏まえ、当該情報の削除をプロバイダ等に求めるとともに、特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報についても削除を求めるなどしている。

また、法務省の人権擁護機関が行う削除要請の実効性を向上させるため、法務省の人権擁護機関の取組についてプロバイダ等により理解を深めてもらうべく、総務省と

も連携してプロバイダ等及び事業者団体との間で実務者検討会を継続的に開催したり、プロバイダ等と個別に意見交換を行ったりするなどの取組を進めている。

さらに、法務省人権擁護局は、削除されるべきものの基準等について法的に整理することを目的として、令和3年4月から商事法務研究会が開催した有識者検討会に、関係行政機関として積極的に参加し、議論のたたき台となる資料の作成等を行ってきたところ、令和4年5月、この検討会の議論が取りまとめられ、公表された。この取りまとめでは、インターネット上の投稿に関する違法性の判断基準等についての考え方や方向性が示されているところ、法務省の人権擁護機関は、この考え方等を踏まえた削除要請に取り組むとともに、関係省庁と連携してプロバイダ等にもその内容等について理解を求めるなど、削除要請の実効性のより一層の向上に努めている。

こうした法務省の人権擁護機関の取組に加え、地方公共団体等からの働き掛けもあり、プロバイダ等の人権問題に対する理解が進み、これまでに誹謗中傷等に該当する違法な書き込みや差別を助長するおそれのある動画等が削除された事例も確認されている。

いじめ防止対策推進法では、インターネットを通じていじめが行われた場合においては、児童等やその保護者が情報の削除等について法務局の協力を求めることができる旨の規定（第19条第3項）等が設けられていることから、その趣旨を踏まえて適切に対応している。

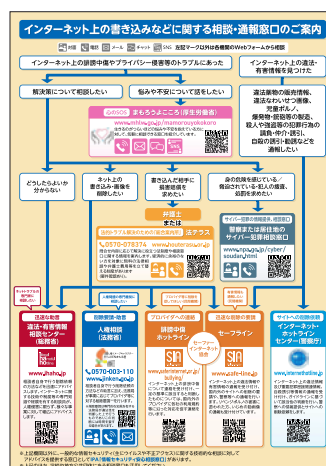
このほか、総務省及びSNS事業者団体である一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構と共同して、「#No Heart No SNS（ハートがなけりゃSNSじゃない!）」をスローガンに、SNS利用に関する人権啓発サイトを開設し、情報モラルの向上を図るとともに、インターネット上の人権侵害に関する関連省庁等の各種の相談窓口を整理したフローチャートを掲載し、人権相談窓口の周知・広報を行っている。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
インターネットに関する人権侵犯	1,693	1,736	1,721	1,824	1,707

（法務省人権擁護局の資料による）



SNS利用に関する人権啓発サイト
「#No Heart No SNS」



インターネット上の書き込みなどに関する
相談・通報窓口のご案内

(3) インターネット等を介したいじめ等への対応

文部科学省では、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」等に基づき、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型シンポジウムの開催や普及啓発資料の配布等を通じて、地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進している。

また、平成26年度から引き続き、都道府県・指定都市において実施されているネットパトロール監視員や民間の専門機関の活用等による学校ネットパトロールの取組への支援を行っている。

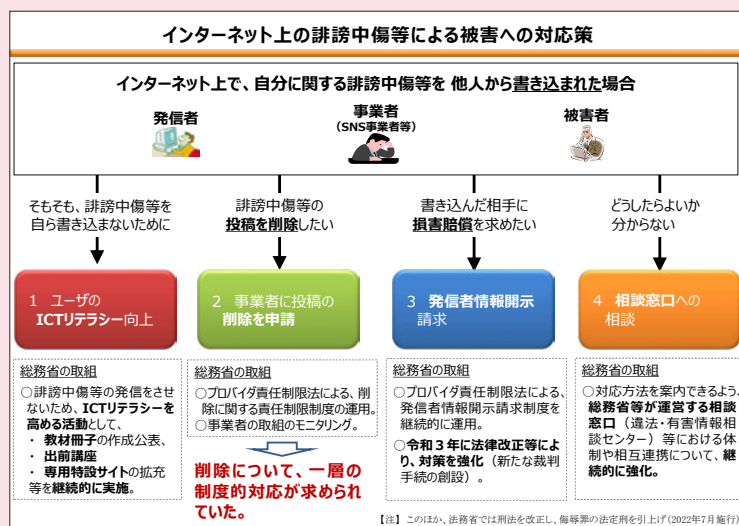
さらに、学習指導要領に基づき、インターネットの適切な利用を含む情報モラルに関する教育を推進している。

トピックス

誹謗中傷等のインターネット上の 違法・有害情報に対処するための取組

インターネットの存在により、膨大な量の情報が世界中を高速で飛び交い、人々が自由かつ簡便に意思疎通を図ることができるようになりました。これにより、私たちの生活に大きな便益がもたらされたものの、誹謗中傷を始めとする違法・有害情報の流通も増加し、大きな社会問題となっています。

総務省では、インターネット上の違法・有害情報への対策として、①ユーザのICTリテラシーの向上、②プラットフォーム事業者による投稿の削除等の透明性向上、③発信者情報開示に関する取組、④相談対応の充実の4つの柱を立てた上で、各取組を推進してきました。特に、③発信者情報開示に関する取組については、令和3年にプロバイダ責任制限法を改正し、発信者情報の開示請求に係る新たな裁判手続を創設する等、対策の強化を行ってきたところです。



インターネット上の誹謗中傷等による被害への対応策

しかしながら、インターネット上の違法・有害情報の流通状況は、依然として高止まりの状態が続いています。違法・有害情報相談センター（総務省事業）に令和5年度に寄せられた違法・有害情報に関する相談件数は6,463件に上っており、被害者からは投稿の削除に関する相談が特に多く寄せられています。これを踏まえ、総務省では、令和6年にプロバイダ責任制限法を改正し、大規模なプラットフォーム事業者に対して、削除対応の迅速化や運用状況の透明化を義務付けることとしました。あわせて、法律の題名も「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（略称：情報流通プラットフォーム対処法）に改めました。

インターネット上の違法・有害情報への対策に当たっては、被害者の救済や発信者の表現の自由等、様々な権利利益のバランスを踏まえることが重要です。安心・安全なインターネットの利用環境の整備に向けて、これからも総務省では更なる取組を進めていきます。

情報流通プラットフォーム対処法（プロバイダ責任制限法の一部改正）の概要	
誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、 大規模プラットフォーム事業者 に対し、 ①対応の迅速化、②運用状況の透明化 に係る措置を義務づける法改正を実施済み（令和6年5月）。	
改正内容	
大規模プラットフォーム事業者 ※1に対して、以下の措置を義務づける。	
※1 迅速化及び透明化を図る必要性が特に高い者として、権利侵害が発生するおそれが少ない 一定規模以上等の者 。	
① 対応の迅速化 （権利侵害情報）	・ 削除申出窓口・手続の整備・公表 ・ 削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の選任等） ・ 削除申出に対する判断・通知（原則、一定期間内）
② 運用状況の透明化	・ 削除基準の策定・公表（運用状況の公表を含む） ・ 削除した場合、発信者への通知
上記規律を加えるため、 法律 ※2の題名を「 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律 」（情報流通プラットフォーム対処法）に改める。	
※2 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法：プロバイダ等の免責要件の明確化、発信者情報開示請求を規定）	
施行期日	公布の日（令和6年5月17日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

情報流通プラットフォーム対処法（プロバイダ責任制限法の一部改正）の概要

13 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国の主権に関わる問題であるとともに、重大な人権侵害である。

拉致問題に関する啓発については、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号。以下「北朝鮮人権法」という。）において、政府及び地方公共団体が拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものと定められている。

また、人権教育・啓発に関する基本計画においては、拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるための取組を積極的に推進するものと定められている。

拉致問題の解決には、国内世論及び国際世論の後押しが重要であるとの観点から、政府は、拉致問題に関する国内外の理解促進に努めている。

(1) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間における取組

北朝鮮人権法は、12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めている。令和6年度は、政府主催イベントとして、令和6年12月14日に、拉致問題対策本部と法務省の共催、外務省と文部科学省の後援による政府主催「拉致問題に関するシンポジウム～全ての拉致被害者の一日も早い帰国の実現に向けて～」を東京都千代田区において開催した。同シンポジウムでは、北朝鮮による拉致問題の実態と家族の苦悩について、拉致被害者等御家族による「生の声」の訴えが行われたほか、有識者による北朝鮮を巡る情勢等についての講演を行った。また、中学生及び高校生を対象とする北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールの表彰式、「拉致問題に関する中学生サミット」の報告も行われた。

さらに、同週間の周知を目的として、インターネット広告及び全国の鉄道主要路線における車内広告を実施するとともに、全国の地方新聞52紙へ広告を掲載したほか、関係府省庁や地方公共団体と連携して、全国各地でポスターを掲出するなど、同週間にふさわしい活動に取り組んだ。



拉致問題に関するシンポジウム
～全ての拉致被害者の
一日も早い帰国の実現に向けて～



作文コンクール表彰式



中学生サミットの報告

ポスター
「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

(2) 広報媒体の活用

拉致問題対策本部は、舞台劇「めぐみへの誓い—奪還—」並びに映画「めぐみ—引き裂かれた家族の30年」及びアニメ「めぐみ」・「拉致被害者御家族ビデオメッセージ」の上映会の開催、政府拉致問題対策本部ホームページ、YouTube拉致問題対策本部公式動画チャンネル、拉致問題対策本部公式Xの運営、内閣府庁舎1階の啓発コーナー「拉致問題を知るひろば」の運営、啓発用のポスターやパンフレットの配布等を行っている。

(3) 地方公共団体・民間団体との協力

拉致問題対策本部は、地方公共団体及び民間団体との共催による啓発行事として「拉致問題を考える国民の集い」、映画「めぐみ—引き裂かれた家族の30年」及びアニメ「めぐみ」・「拉致被害者御家族ビデオメッセージ」の上映会を開催した。また、令和6年度は、地方公共団体との共催、法務省、外務省及び文部科学省の後援により、拉致問題啓発行事として、舞台劇「めぐみへの誓い—奪還—」を8回上演した。

チラシ「拉致問題啓発舞台劇公演
『めぐみへの誓い—奪還—』」

(4) 学校教育における取組

文部科学省では、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした会議や独立行政法人教職員支援機構が実施する人権教育推進研修等において、北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品の活用促進等について情報提供するなど、各種機会を通じて周知を図っている。

拉致問題対策本部は、毎年、全国の教育委員会等に対して、アニメ「めぐみ」の教育現場での活用を依頼するとともに、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール」を

実施している。また、SNSを活用した発信の多様化に取り組むとともに、拉致問題対策本部電子図書館を開設し、電子コミック「母が拉致された時 僕はまだ1歳だった」を教育現場に無償貸与する取組を行っている。

令和6年度においては、令和5年度に続き「拉致問題に関する中学生サミット」を開催した。全国の都道府県及び政令指定都市教育委員会から推薦された67人の中学生が東京に集まり、拉致問題について学び、拉致問題を同世代、家族、地域の人に自分事として考えてもらうためにはどうしたらよいかにつき、グループ協議、全体交流などの活動を通して議論を行ったほか、中学生が考案したアイデアを基に広報動画を制作し、拉致問題対策本部のYouTubeチャンネルで公開している。これらの取組以外にも、平成30年度から教員等研修を実施しており、令和6年度は、拉致問題の概要説明、拉致被害者家族及び帰国拉致被害者の講演等を内容とするオンライン研修を実施した。加えて、令和元年度から、初等中等教育に携わる教員を目指す大学生を対象に、拉致被害者家族及び帰国拉致被害者の講演、学習指導案の作成、模擬授業の実施等を通じて授業で拉致問題を取り上げるための教授能力を身に付ける講座を大学と共同で開設しており、令和6年度は岡山大学と共同で実施した。



広報動画「奪われたハート」篇

(5) 海外に向けた情報発信

各国首脳・外相との会談、G 7サミット、日米豪印首脳会合・外相会合、日米韓首脳会合、ASEAN関連首脳会議等において拉致問題を提起し、諸外国からの理解と支持を得てきている。

令和6年6月のG 7プーリアサミットでは、G 7首脳との間で、拉致問題を含む北朝鮮への対応において引き続き緊密に連携していくことを確認するとともに、首脳コミニケにも、G 7として拉致問題を即時に解決するよう求める旨記載した。同月には、日本、米国、豪州、韓国及び欧州連合（EU）の共催により、拉致問題に関するオンライン国連シンポジウムを開催し、拉致問題の一刻も早い解決に向けて国際社会の理解と協力を呼び掛けた。また、同年9月の日米豪印首脳会合では、共同声明の中で拉致問題の即時解決の必要性を再確認し、同年10月の日・ASEAN首脳会合では、ASEAN諸国から拉致問題を含む人道的問題の解決の重要性について言及があり、石破内閣総理大臣か

ら、拉致問題の即時解決に向け、引き続き各国の理解と協力を要請した。さらに、令和7年2月、米国にて、石破内閣総理大臣とトランプ大統領との間で初めて行われた対面での日米首脳会談では、拉致問題の即時解決について、石破内閣総理大臣から引き続きの理解と協力を求め、トランプ大統領から全面的な支持を得た。同年3月には、米国を始めとする国際社会に対し、拉致問題の即時解決に向けた理解と協力を訴えるため、米ワシントン・ポスト紙に日本政府の意見広告を掲載した。

そのほかにも、外務省では、在外公館において、各国政府関係者、報道関係者、有識者等に対し、各種広報媒体を活用し、拉致問題についての説明・啓発を行った。

(6) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めるための啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」を強調事項の一つとして掲げ、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心に、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

なお、北朝鮮人権侵害問題啓発週間における取組は、前記13(1)のとおりである。

(7) 国連における取組

令和6年4月には国連人権理事会、同年12月には国連総会において、欧州連合（EU）が提出し、我が国が共同提案国となった、北朝鮮人権状況決議案が無投票で採択された。特に、同年12月の国連総会で採択された決議では、北朝鮮に対して、全ての拉致被害者の即時帰国を強く要求する旨を始め、拉致問題に関してしっかりと記載されており、具体的には「拉致被害者及び家族が高齢化し時間的制約のある中、深刻な人権侵害を伴う国際的な拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性を深刻な懸念をもって改めて強調」、「拉致被害者及び家族が強制的な離別によって長きにわたり被り続ける多大な苦しみ、（中略）北朝鮮が何ら具体的かつ前向きな行動をとっていないこと、並びに、強制的失踪作業部会及び恣意的拘禁作業部会からの複数回の情報提供要請に対して同一かつ実質的な内容がない回答をしていることに対し深刻な懸念を表明」、「北朝鮮に対し、全ての強制失踪の申立てへの対処に当たり、拉致被害者及びその家族の声に真摯に耳を傾け、速やかに被害者の家族に対する被害者の安否及び所在に関する正確、詳細かつ完全な情報の誠実な提供、全ての拉致被害者に関する全ての問題の即時解決、特に全ての日本人及び韓国人拉致被害者の即時帰国の実現を改めて強く要求」するなどの文言が含まれた。

また、同年6月には、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況を協議するための安保理公開会合が開催され、日本から、拉致問題の即時解決に向けた支持と協力を呼びかけ、複数の国々等からも拉致問題の深刻さや即時解決の重要性に言及があった。

(8) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯	0	0	0	0	0

（法務省人権擁護局の資料による）

14 令和6年度啓発活動強調事項に掲げた人権課題

政府は、人権教育・啓発に関する基本計画の「各人権課題に対する取組」に掲げられていない人権課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策を実施している。

その中には、広島・長崎の原子爆弾被爆者に関する人権問題として、被爆に関するいわれなき差別や風評被害等といった、筆舌に尽くし難い長年にわたり生じている人権問題等、唯一の戦争被爆国である我が国において、引き続き、施策強化を必要とするものもある。

ここでは、法務省の人権擁護機関が啓発活動の強調事項として掲げている課題を取り上げ、各府省庁が取り組んだ人権教育・啓発の施策を取りまとめた。

(1) ホームレスの人権及びホームレスの自立の支援等

平成14年に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年法律第105号）では、ホームレスの自立の支援等に関してはホームレスの人権に配慮することが定められている。同法は10年間の時限法として制定されたものであるが、平成24年6月にその期限が5年間延長され、平成29年6月に更に10年間延長されたところである。

また、同法に基づき、令和5年7月にホームレスの実態に関する全国調査の結果を踏まえて策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取組により、ホームレスの人権の擁護を推進することが必要であること等が盛り込まれている。

これらも踏まえ、法務省の人権擁護機関では、「ホームレスに対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、ホームレスに対する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
ホームレスに対する人権侵犯	1	1	0	0	0

（法務省人権擁護局の資料による）

(2) 性的マイノリティに関する人権

令和5年6月、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年法律第68号。以下「理解増進法」と

いう。)が議員立法により成立・施行された。

政府は、理解増進法に基づき、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しており、関係府省庁が横断的に連携し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策（以下「理解増進施策」という。）を総合的かつ効果的に推進することとしている。

ア 内閣府では、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性の尊重に関する考え方等を説明するパンフレットを作成したほか、理解増進法の趣旨や目的に関するQ&A及びリーフレット、都道府県・政令指定都市における理解増進施策の担当課の一覧を内閣府ホームページ（<https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/index.html>）に掲載するとともに、リーフレットについては、令和7年3月に地方公共団体等を通じて、国民一般向けに配布した。

また、理解増進法第9条に基づく学術研究等の一環として、性的指向及びジェンダーアイデンティティについての国民一般の理解浸透度に係る研究等を行った。

さらに、理解増進施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うことを目的とし、内閣府を始めとする関係府省で構成する「性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議」を令和6年度は計8回開催し、関係省庁と連携した国民の理解の増進に関する取組を推進した。

このほか、令和6年12月に、理解増進法第7条に基づき、令和5年度に政府が実施した理解増進施策の実施状況を公表した。

イ 総務省では、地方公共団体における職員の採用に当たり、性的指向及びジェンダーアイデンティティといった標準職務遂行能力及び適性の判定に必要な事項の把握を行うことは、「地方公務員法」（昭和25年法律第261号）第13条に規定する「平等取扱いの原則」に反しているとの疑念を受けかねないものであることから、改めて採用試験について点検することを依頼したり、各種ハラスメントの防止に向けて、厚生労働省指針等を踏まえ、適切に取り組むことを要請したりするなど、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する地方公共団体の職員の理解増進を図っている。

ウ 法務省の人権擁護機関では、「性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう」を強調事項として掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

その一環として、性的マイノリティの人権問題を含めた職場における各種人権問題について解説した啓発冊子及び啓発動画「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」や、啓発動画「あなたが あなたらしく生きるために 性的マイノリティと人

権」について、全国の法務局・地方法務局における配布・貸出し、YouTube法務省チャンネルでの配信等を行っている。

また、令和5年3月に、企業・団体における性的マイノリティに関する取組を促進するとともに、社会全体の性的マイノリティの方々に対する理解の増進に資するよう、企業等の取組事例を紹介する特設サイト「Myじんけん宣言・性的マイノリティ編」を開設した。同年7月から投稿型コンテンツとして本格的な運用を開始しており、その周知を図っている。

さらに、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、性的マイノリティに関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
性的マイノリティに関する人権侵犯	17	9	9	26	12

（法務省人権擁護局の資料による）



「Myじんけん宣言・性的マイノリティ編」
特設サイト

エ 文部科学省では、平成27年4月、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知し、学校における適切な教育相談の実施等を促している。また、平成28年4月、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」（教職員向けパンフレット）を文部科学省ホームページ（https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf）において公表するとともに、同年7月、全国の小中高等学校等に配布し、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした会議や独立行政法人教職員支援機構が実施する人権教育推進研修等においても、周知徹底を図っている。さらに、令和4年12月に公表した改訂版生徒指導提要において、「性的マイノリティ」に関する課題と対応について新たに追記し、教職員への適切な理解の促進、教職員の人権感覚の醸成及び相談体制の整備が重要であること、「性的マイノリティ」とされる児童生徒への配慮と他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めること等について記載し、適切な対応を求めている。加えて、日本学生支援機構が作成した「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて」（教職員向け啓発資料）を活用し、大学等の教職員が出席する会議等を通じて、学生の意思等に配慮したきめ細かな対応を依頼するなどの取組を実施している。

このほか、理解増進法の成立・施行を踏まえ、同法の趣旨や、文部科学省における性的マイノリティの児童生徒等への対応に関する取組について、教育委員会や大学等に周知を行った。

オ 厚生労働省では、性的マイノリティに関することを理由としたものも含め、社会的なつながりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置するとともに、必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な解決につなげる寄り添い支援を行っている。

また、職場における性的マイノリティに関する理解を促進するため、性的マイノリティに関する企業の取組事例等を調査する事業を実施し、調査結果等をまとめた事例集等を作成し、周知している。

さらに、男女雇用機会均等法に基づく職場におけるセクシュアルハラスメント防止のための指針において、相手が性的マイノリティであるかどうかにかかわらず、性的な言動がセクシュアルハラスメントに該当する旨を明記しており、また、労働施策総合推進法に基づく職場におけるパワーハラスメント防止のための指針において、性的マイノリティに関する侮辱的な言動を行うこと等をパワーハラスメントに該当すると考えられる例として明記している。

このほか、公正な採用選考についての事業主向けパンフレット等に「性的マイノリティなど特定の人を排除しない」旨記載し、ホームページ上にも公表している。

(3) 人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯に対する適切な対応

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められている。これは、人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難だからである。

ア 政府は、「人身取引対策行動計画2022」（令和4年12月）に基づき、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催するなどして関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進している。

令和6年7月、人身取引対策推進会議の第10回会合を開催し、我が国における人身取引による被害の状況や、関係府省庁による人身取引対策の取組状況等をまとめた年次報告「人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策に関する取組について」を決定・公表し、引き続き、人身取引の根絶を目指し、人身取引対策に係る取組を着実に進めていくことを確認した。

イ 出入国在留管理庁では、人身取引対策への取組を、「出入国在留管理」（出入国在留管理行政の現状についての報告書）、パンフレット及びホームページに掲載しており、ホームページにおいては多言語で人身取引被害者の保護に必要な情報を提供している。

また、政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」に時期を合わせて、毎年6月を「共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」として、国民を始め、外

国人を雇用する企業、関係団体等に、外国人の人権に配慮した適正な雇用等に係る啓発活動を行っている。

ウ 法務省の人権擁護機関では、「人身取引をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、性的サービスや労働の強要等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。さらに、平成27年10月から、人権侵害事件の調査救済手続において、男性を含めた人身取引被害者に対し、緊急避難措置として宿泊施設を提供する制度を運用している。

人権侵害事件数（開始件数）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人身取引に関する人権侵害	0	0	0	0	4

（法務省人権擁護局の資料による）

エ 外務省では、被害者の我が国への入国を未然に防止する観点から、在外公館等における査証審査を厳格に行っている。また、在外公館に赴任中及び赴任前の領事職員に対し、人身取引を防止するという観点も含めた査証審査の観点から、水際対策としての査証の役割や、赴任国における関係機関との連携等、人身取引防止対策に関する講義を実施している。さらに、外務省ホームページ上で「人身取引対策に伴う査証審査厳格化措置」についての広報活動を実施している。

加えて、我が国で認知された外国人人身取引被害者に対しては、国際移住機関（IOM）への拠出を通じ、人身取引被害者の帰国支援及び帰国後の社会復帰支援事業（就労・職業支援、医療費の提供等）を行っており、平成17年5月1日以降令和7年3月31日までに、計377人の被害者が同事業により母国への安全な帰国を果たした。

このほか、外国人被害者の相談窓口等を記載した警察庁作成の多言語対応リーフレットや内閣府作成のポスター及びリーフレットを在外公館等に配布し、人身取引の啓発と被害者の認知促進に努めている。

オ 内閣府では、人身取引の被害者向け及び需要者向けの2種類の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高等専門学校等、日本旅行業協会、国際移住機関（IOM）、その他関係機関等に配布するとともに、SNSを活用し、我が国における



ポスター
「人身取引対策」（被害者向け）



ポスター
「人身取引対策」（需要者向け）

人身取引の実態、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護に係る取組に関する広報を実施し、被害に遭っていると思われる者を把握した際の通報を呼び掛けた。

カ 警察庁では、人身取引被害の警察等への連絡を呼び掛けるリーフレットを多言語で作成し、人身取引被害者等の目に触れやすい場所へ配布するなどしているほか、NGOと意見交換をしながら人身取引の実態を示した資料を作成し、リーフレットとともに警察庁ホームページに掲載している。

また、警察庁の委託を受けた民間団体が市民から匿名による人身取引事犯等に関する通報を受け付ける「匿名通報事業」(<https://www.tokumei24.jp/>)を運用している。

キ 厚生労働省では、人身取引対策行動計画2022に基づき、女性相談支援センターにおいて、国籍・年齢を問わず、人身取引被害女性の保護を行い、その宗教的生活や食生活を尊重した支援を実施している。



リーフレット「人身取引対策」



(4) 震災等の災害に伴う人権問題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地域が東日本全域に及び、死者1万5,900人、行方不明者2,520人の甚大な人的被害が生じた（警察庁調べ）未曾有の大災害である。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、被害をより深刻なものとした。東日本大震災による避難者は、被害の大きかった岩手県、宮城県及び福島県を中心に令和7年2月1日時点で2万7,615人に及んでいる（復興庁調べ）。

このような大きな災害の発生時において、不確かな情報に基づき他人を不当に扱ったり、被災者等に対する偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの行動は、人権侵害に当たり得るのみならず、避難や復興の妨げにもなりかねない。

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震においては、インターネット上では偽・誤情報が流通・拡散したことから、法務省及び総務省は、それぞれのSNSアカウントにより、正しい情報と冷静な判断に基づき、思いやりの心を持って行動すること、真偽の不確かな情報については、安易に拡散せず、国、地方公共団体などの行政機関や国際機関などの専門機関、新聞やテレビなどの報道機関やファクトチェック団体が発表している情報を確認すること、どのような意図であれ、SNS等に偽・誤情報を投稿する行為は、社会を混乱させたり、他人に迷惑をかけたり、罪になる場合もあるため、くれぐれも慎むこと等の注意喚起を実施したほか、総務省は、主要なSNS等のプラットフォーム事業者に対し、利用規約等を踏まえた適正な対応を行うよう要請も行った。

ア 避難生活における啓発等

(ア) 法務省の人権擁護機関では、「震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう」

を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布のほか、誰もが当事者になり得る避難生活の実情を提示し、それを支援するために必要となる人権的配慮や、将来を担うこどもたちへの適切な支援・教育について自発的に考えることを促すための啓発資料として、これまで開催してきた「災害と人権に関するシンポジウム」のダイジェスト動画を配信するなどの各種人権啓発活動を実施している。

また、風評に基づく差別的取扱い等、災害に伴って生起する様々な人権問題に対処するとともに、新たな人権問題の発生を防止するため、被災者の心のケアを含めた人権相談に応じている。人権相談等を通じて、震災等の災害に起因する偏見や差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
災害に起因する人権侵犯	0	0	0	0	0

（法務省人権擁護局の資料による）

- (イ) 文部科学省では、被災したこどもの心のケア等への対応のため、学校等にスクールカウンセラー等を派遣するために必要な経費を支援している。令和6年度予算においても、被災地方公共団体の要望を踏まえ、スクールカウンセラー等を派遣するために必要な措置をしている。

イ 原発事故に伴う風評被害等

- (ア) 東日本大震災から14年が経過したが、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評に基づく偏見、差別は今なお懸念されている。

法務省の人権擁護機関では、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評に基づく差別的取扱い等、東日本大震災に伴って生起する様々な人権問題について対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するため、文部科学省が小・中・高等学校等向けの資料として作成している放射線副読本について、法務省ホームページにおいても周知するなど、各種人権啓発活動を実施している。

- (イ) 文部科学省では、神奈川県横浜市などで東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している児童生徒がいじめに遭い、学校等が適切な対応を行わなかった事案を受けて、平成28年12月、被災児童生徒を受け入れる学校に対して、①原発事故の避難者である児童生徒を含め、被災児童生徒へのいじめの有無等の確認を行うこと、②被災児童生徒に対して、心のケア等、日常的に格別の配慮を行うこと等の対応を求める通知を発出した。また、平成29年3月、国のいじめ防止基本方針を改定し、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組むことを新たに盛り込み、教職員に対して適切な対応を求めている。さらに、平成29年4月11日、被災児童生徒へのいじめの防止について、全国の児童生徒、保護者、地域住民、教育委員会等の職員、学校の教職員に向けて、文部科学大臣からメッセージを発表した。令和6年度においては、引き続き、各教育委員会等の生徒指導担当者等を対象とした

いじめに関する行政説明の開催等を通じて、上記の内容を含め、各教育委員会・学校等に対し、被災児童生徒へのいじめに対する適切な対応を求めた。

このほか、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めることができるよう、文部科学省が作成する放射線副読本について、令和6年8月に東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の処分に係る記述等を追加するとともに、全国の小・中・高等学校等に周知を行った。なお、この放射線副読本の中では、避難児童生徒に対する差別やいじめを防止する内容も記載している。

トピックス

「ビジネスと人権」に関する我が国の取組

企業活動のグローバル化が進む中、投資家、市民社会、消費者等において、企業に対して人権尊重を求める意識が高まっています。平成23年の第17回国連人権理事会（※）においては、人権を保護する国家の義務や人権を尊重する企業の責任、ビジネス関連の人権侵害に関する救済へのアクセスについての原則を示した「ビジネスと人権に関する指導原則：国連『保護、尊重及び救済』枠組みの実施」（以下「指導原則」という。）が全会一致で支持されました。また、平成27年に、国連において、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す「持続可能な開発目標（SDGs（Sustainable Development Goals））」が定められた際にも、指導原則遵守の重要性が改めて確認されており、企業がSDGsに取り組む上で、人権を尊重した行動をとることが求められています。

このような「ビジネスと人権」に対する国内外の関心の高まりを受けて、平成30年、政府は指導原則の着実な履行の確保を目指し、また、SDGsの達成に向けた主要な取組の一つとして、「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定することを決定しました。その後、企業活動に関連する我が国の法制度や施策等の現状把握、経済界・労働界・法曹界・学識経験者・市民社会・消費者団体・海外有識者等との議論、パブリックコメント等が行われ、令和2年10月、関係府省庁連絡会議において、「『ビジネスと人権』に関する行動計画」（以下「行動計画」という。）が策定されました。

行動計画では、企業活動における人権尊重の促進を図るため、今後政府が取り組む各種施策が記載されているほか、企業に対し、人権デュー・ディリジェンス（企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報提供を行うこと）導入への期待が表明されています。

この行動計画のフォローアップの一環として、令和3年9月から10月にかけて、経済産業省と外務省が共同し、日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査を実施しました。当時の東証一部二部上場企業等2,786社を対象に、760社から回答を得た調査の結果、人権デュー・ディリジェンスを実施してい

る企業は回答企業の約5割にとどまるなど、日本企業の取組にはなお改善が必要であることが明らかになりました。また、同調査では、政府に対する要望として、ガイドライン整備を期待する声が多く寄せられ、人権尊重への取組が進んでいない企業の半数からは、具体的な取組方法が分からないとの回答も寄せられました。

政府は、このような状況を踏まえ、国際スタンダードを踏まえた企業による人権尊重の取組を更に促進すべく、令和4年3月、経済産業省において「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会」を設置して検討を重ね、同年9月、政府として「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定・公表しました。ガイドラインは、指導原則、「OECD多国籍企業行動指針」及び国際労働機関（ILO）の「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」を始めとする国際スタンダードを踏まえ、企業に求められる人権尊重の取組について、日本で事業活動を行う企業の実態に即して、具体的かつ分かりやすく解説し、企業の理解の深化を助け、その取組を促進することを目的としたものです。また、令和5年4月には、政府として、公共調達における人権配慮に関する方針についての決定を行いました。

行動計画の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発については、行動計画においても、全府省庁で行うこととされており、各府省庁で各種取組が行われています。

外務省では、ビジネスと人権関連情報を紹介するポータルサイトを立ち上げ、ビジネスと人権の周知を目的とした啓発資料「誰一人取り残さない社会に向けて」、指導原則広報動画、行動計画広報動画（日本語・英語）等を配信して、企業活動における人権尊重の促進を図るとともに、行動計画等を紹介する動画発信やビジネスと人権に関する企業の取組事例集（和文・英文）の公表等を通じ、企業活動における人権尊重の考え方の普及や啓発活動を行ってきています。また、行動計画の実施状況の確認に当たって、必要な検討及び決定を関係府省庁が連携して行う場として、内閣官房副長官補の下で、「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」を開催しています。さらに、幅広い関係者との対話の場である円卓会議、及びその下に設けた作業部会の開催を通じ、行動計画のフォローアップについて、ステークホルダーと議論を進めてきています。加えて、国連開発計画（UNDP）への拠出を通じて、東南アジアを始め日本企業進出国を中心に、各国における行動計画の策定・実施を支援するとともに、日本企業及びその取引先（サプライヤー）による人権尊重の取組を支援しています。

国際場裡では、令和5年5月に、G7広島サミット首脳コミュニケにおいて、G7内外でビジネスと人権に関する議論を深める必要性を強調しました。また、各種フォーラムやセミナー等において、行動計画策定の知見共有、ガイドラインの策定を含む我が国の取組の紹介、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発を行っており、特にアジアにおけるピアラーニング（学習者が互いに協力しながら学び合う学習方法）の強

化に力を入れてきています。

経済産業省においては、令和5年に中小企業を始めとして、本格的に人権尊重の取組を行ったことのない企業が政府策定のガイドラインに沿った取組を進めていく際の後押しとなる資料として「サプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」（以下「実務参照資料」という。）を作成・公表しました。令和6年度には、ガイドラインや実務参照資料の活用を促すため、中小企業庁と連携した中小企業向けのセミナー、経済産業省主催の取組支援セミナーを開催し、積極的な周知啓発活動を実施しています。また、ILOへの拠出を通じて、全国社会保険労務士会連合会と協力して、中小企業の人権尊重の取組をサポートできる専門人材の育成や、東南アジアに進出する日本企業及びその取引先（サプライヤー）に対する人権デュー・ディリジェンス導入支援など、国内外において、企業の人権尊重の取組を後押しする活動に取り組んでいます。

厚生労働省では、「国内の労働分野における政策手段を用いた国際課題への対応に関する検討会（ビジネスと人権検討会）」報告書の内容を踏まえ、国際労働基準を周知するため、令和6年10月に「労働におけるビジネスと人権チェックブック」を発行しました。

農林水産省では、令和5年12月に「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」を公表し、食品企業における人権尊重の取組を後押ししています。令和6年度は、食品企業向けセミナーの開催、食品業界団体の研修会等への専門家派遣、食品企業による取組の優良事例集の作成を行いました。

法務省の人権擁護機関においても、企業関係者等を対象に、行動計画に基づく企業行動が国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、企業価値の向上に寄与することへの理解を促進するとともに、人権的視点に立った企業活動を促すため、各種取組を実施しています。令和6年度には、日本企業の多くを占める中小企業に対してビジネスと人権に関する取組の前進を促すことを目的として、「ビジネスと人権」に関する取組を先進的に推進している中小企業の事例を紹介する「『ビジネスと人権』ファーストステップ～中小企業向け取組事例集～」を作成したほか、企業等が自ら研修を実施するための啓発資料「今企業に求められる『ビジネスと人権』への対応」を法務省ホームページに掲載するとともに、YouTube法務省チャンネルで研修用動画を配信しています。また、企業・団体及び個人が、人権を尊重する行動をとることを宣言する投稿型コンテンツの特設サイト「Myじんけん宣言」についても、インターネット動画広告等による周知を行うなどして、企業等に参加を呼び掛けており、1,100を超える企業等の方々が、自らの人権尊重に対する決意等を「Myじんけん宣言」として表明しています。さらに、全国の法務局・地方法務局において、企業等からの要望に応じて、法務局職員や人権擁護委員を派遣して人権研修を実施したり、企業内で問題となることの多い人権課題をテーマとした啓発動画及び啓発冊子「企業と人権～職

場からつくる人権尊重社会」の配信・配布を行ったりするなど、ビジネスと人権に取り組む企業等を支援する取組を実施しています。これらの人権に配慮した企業活動を一層促進するには、消費者の理解を促すことも重要であり、上記の「Myじんけん宣言」特設サイトは、人権尊重のために取り組む企業等の姿勢を消費者の立場から確認し、理解を深める場にもなっています。

加えて、消費者庁においても、人や社会・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の普及に取り組んでいます。

国際社会においても、ビジネスと人権がますます注目される中、我が国においては、行動計画の趣旨を踏まえ、ビジネスと人権に関する関係府省庁の政策の一貫性を確保し、各種取組を通じ、責任ある企業行動と、国際社会を含む社会全体の人権の保護を促進させ、日本企業の企業価値と国際競争力の向上、そしてSDGs達成への貢献を図っていきます。

※国連人権理事会は、国連における人権の主流化の流れの中で、人権問題への対処能力強化のため、国連総会の下部機関として平成18年にスイス・ジュネーブに設置されました。



ビジネスと人権ポータルサイト
(外務省ホームページ)



「Myじんけん宣言」特設サイト



鈴木法務大臣の「Myじんけん宣言」



啓発冊子
「今企業に求められる『ビジネスと人権』への対応 概要版」



啓発冊子
「『ビジネスと人権』
ファーストステップ
～中小企業向け取組事例集～」

トピックス

職場におけるハラスメント防止対策の推進

パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の職場におけるハラスメントは、

個人の尊厳や人格を不当に傷つけるなど、人権に関わる許されない行為です。都道府県労働局や労働基準監督署等に設けられた総合労働相談コーナーには、職場のいじめ・嫌がらせやハラスメントに関する相談が数多く寄せられており、職場におけるハラスメントは社会問題として顕在化しています。

労働施策総合推進法等により、全ての事業主に対し、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメントの防止のための雇用管理上の措置が義務付けられています。

厚生労働省では、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメントの防止措置が徹底されるよう、事業主への周知を行っています。また、法律に基づく措置を講じていない事業主に対しては、都道府県労働局において助言・指導等を適切に行っており、事業主と労働者の間に紛争が生じた場合には、円滑かつ迅速な解決が図られるよう援助を行っています。さらに、職場におけるハラスメントの防止対策を促進するため、ハラスメント総合情報ポータルサイトの運営やパンフレット等による周知・啓発を実施しています。

顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）については、労働施策総合推進法に基づくパワーハラスメント防止のための指針において事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組を定め、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」やポスター等を活用した周知・啓発を実施しています。

令和6年度は、カスタマーハラスメント対策に関心を持つ業界団体が業界内のカスタマーハラスメントの実態を把握し、それを踏まえて業界共通の対応方針等を策定・発信するまでの支援を行うモデル事業をスーパーマーケット業において実施しました。また、令和7年3月に、カスタマーハラスメント対策及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策を事業主の雇用管理上の措置義務とすること等を含む改正法案を第217回通常国会に提出しました。



ポスター
「Noハラスメント」



ポスター
「STOP! カスタマー
ハラスメント」



ポスター
「No! カスハラ
(スーパーマーケット業編)」